

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎西久保弘克君（拍手）登壇 皆さんおはようございます。自由民主党の西久保弘克でございます。

今回、四問の質問をさせていただきましても、まず最初に、昨日、徳光議員さんの質問の中で県立大学の場所選定に関して、知事のほうから答弁の中で場所選定を七月中にもやりたいというようにお話がありましたので、私自身も農業をやりながら不動産コンサルを——県の会員でもありまして、私なりにいろんな推察を若干しましたので、少し前語りにお話をさせていただきたいと思っております。

私は、七つの視点で考えております。

まず一つ目は、県有地であることですね。これは投資コストを幾らかでも下げるために県有地であることがまず第一。

次に、交通アクセスの問題ですけれども、これはやはりJRであったり、バス、このバスというのも非常に大事でありまして、駅のところにはバスセンターがあるんですけれども、あそここのバスセンターは福岡とか天神に行く高速バスだけかなというふうに皆さん考えられていますけど、まず一つは大阪、広島に毎日高速バスが出ているというところですね。それと、基山を經由すれば九州全部に行ける。長崎以外です。長崎だけはJRを使ってくれということで、あとは九州全域、沖縄は当然行けませんけれども、ほかの六県にはあそこから基山を經由して全部行けるん

だという話でございます。

それともう一つは、県内既存の建物を利用という話がありました。既存の建物を利用というのは、新し過ぎても古過ぎても駄目なんです。

大体三十年ぐらい経過したものは空調とか、照明とか、そして、ちょうどハートビル法というのができました。ハートビル法というのは、自動ドアであったり、スロープであったり、エレベーターは千三百ミリの基準で造りなさいよというようなハートビル法ができたのが平成二年以降だったと思っておりますけれども、約三十年ぐらいを経過した既存の建物であればリニューアルしやすいなど。あと佐大、西九州大学との立地、そして、何より森とか広い敷地が要るんですね。

私の結論というのと、アバンセの土地ですね。アバンセの土地に関しては、県有地が約二万平米あって、建物が一万平米、そして、横の市立図書館が「どんスリー」の森まで入れたら四万五千平米、そして、森自体が三万平米もあるんですね。森があり、そして、何より図書館があるというのが最大の強みだと思います。図書館があり、そして、バスセンターに近い、駅に近い、こういった点を考えると——また、運動場に関しては、サンライズパークまで自転車ですぐというようなことを考えれば、アバンセを活用したほうがいいんじゃないかなと。

ちなみにアバンセは来年三十周年を迎えます。ちょうど三十年で、空調とか、照明とか、いろんなものやり替えをしないといけない時期。そして、市立図書館は平成八年八月八日にオープンしておりますので、二十八年が経過していて、三十年をめどにリニューアルをやっていくということ、私がコンサルとして提案するのであればこしかならないのかなという気はします。

そして、あそこの強みがもう一つあるのは佐賀新聞の本社。佐賀新聞の社は全国の地方紙があるんですね。北海道はないんですけど、東北から沖縄まで二十五県の地方紙が読めるというところ。これは例えば、能登半島、石川で地震があったときに、我々が聞く情報というのは地元新聞の十分の一、二十分の一でしかない。何か他県で起こったときにその新聞を見れるというのは、佐賀新聞はすぐ前にありますから利活用はすぐできるのかなと思っております。

一瞬、これ以外にどこがあるのかなと考えたときに、図書館が近くにあるということであれば県立図書館で、百年公園のところに造るのもありかなと思ったんですけど、既存建物のリニューアルとか、あと更新を考えれば、あそこの二つを使うのが一番いいんだろうと、私のコンサルとしての意見としてはそういうところがありますので、もしよければ一つの指針というか、一つの案に加えていただければと思っておりますので、その点をよろしくお願いして、質問に入りたいと思います。

それでは、一問目、「SAGA2024」に向けた県警察の取組方針についてであります。

本県で四十八年ぶりに開催される「SAGA2024」も、いよいよ本番まで百日余りとなりました。大会には県内の関係者、全国のアスリート、役員、応援団などが参加するのはもちろん、大会期間中は通例として天皇后両陛下をはじめ、皇族方の御臨席や文部科学大臣の御来県も見込まれております。天皇后両陛下が本県に御来県になれば、平成十八年の第二十六回全国豊かな海づくり大会以来十八年ぶりとなることから、多くの県民がお出迎えることが考えられております。

ここで少し、次に行く前にお話をすると、警備には実は三つあります

て、まず最初に天皇陛下お一人でお見えになったらどうなるのかといったら、これは言葉として行幸という話をしますね。そして、天皇后両陛下、今回来られるかどうかはまだ決まっていませんけれども、天皇后両陛下が御一緒に外出されることを行幸啓、先ほど御臨席と言いましたけれども、行幸啓ということになってきます。

そしたら次に、警備のやり方としては、天皇后両陛下を警備する場合には警備をしないといけません。そして、要人、例えば、大臣の方であつたり、自民党三役であつたり、立憲の党首の方、共産党もそうですけれども、党首の方が来られるときには警護をしないといけないんです。そして、最後に一般の方であつたり、我々を見たりする場合には、今度は警備。こういうふうな三つの役割に大きく分かれてくる。そして、この三つの大きな役割に対して佐賀県警がどういうふうな動いていくのかというのがまた決まってきます。

あまり細かいことを聞くと、行幸啓、先ほど言いました天皇后両陛下がお見えになることに對して、あまり小さいことは言えませんので、大きくざくざくとこの三つのことを踏まえながら質問したいと思っております。

十八年ぶりに来られることになるから、多くの県民がお出迎えをすることは考えられる。大会に向けた準備は、まさに県を挙げて行っているものと承知しているが、大会参加者の安全・安心を確保し、円滑に大会を運営するために行う自主警備、消防防災などの業務は、主催者である県や市町が行い——先ほど言った警備、防災ですね。皇族方の警備やお出迎える県民の雑踏事故を防止するための活動は警備といいます。これは天皇陛下が来られるときに旗を振ったり、いろんな方が見たいとい

うことで来られます。それを警備することを警衛といいます。そしてまた、国務大臣等の要人の警備は、先ほど言ったように警護として県警察が行うものと認識しております。

県警察においても、先ほど言いました警衛に向けて様々な準備を進めていると思うが、治安を守るために昼夜を分かたず職務に精励しながら、警衛に向けた諸対策に力も入れる必要があります、さらに大会期間中は先ほど言った警衛に従事しなければなりません。

また、警衛に万全を期すために高度な安全対策の導入や十分な人員の配置など、最終段階に近づくにつれて警察職員の疲労が重なり、肉体的にも精神的にもハードになってくることが予測されることから、県警察には警察職員の総合的な健康対策にも配慮することが必要不可欠であると考えております。

そこで、「S A G A 2 0 2 4」に向け、天皇皇后両陛下をはじめ、大会に関わる皆様を守り、治安を守り、職員を守るための取組方針について、長村県警本部長にお伺いをいたします。

今回の国スポですけども、会場数が幾つあるのか。これは市町がメインになり、そして、所轄の警察署がやるべき仕事、これは県内で国スポで六十六カ所、会場数です。そして、県外は五カ所。全障スポに関しては県内十七カ所であります。ですから、県外の五カ所、五会場に関しては、大分県日田市、由布市、それと、兵庫県三木市、鹿児島県に關しましては、これは当該市町の属する県警察が担当するというところで、佐賀県警は関与しないというような取り決めがあっているということであり  
ます。

ですから、こういった点も踏まえ、県内の警備、そして、警衛、警護、

警備、この三つについてしっかりと取り組んでいただきたいので、これについては本部長から答弁をいただきたいと思っております。

次、二番目の質問でございます。

企業の価格転嫁の実現についてであります。

県経済が発展していくためには、賃上げを実現して、定住人口を増やし、企業の活性化につなげていくことが重要であると考えます。ただし、賃上げには原資が必要であり、現在の中小企業を取り巻く環境を見ると、原材料や光熱費の高騰に加え、物流コストも上昇していることから、企業努力に加えて価格転嫁を進めて原資を確保する必要があると考えております。

今回、県では、県内の中小企業、小規模事業者の価格転嫁の促進を図るため、価格交渉を支援するための予算約二千九百万円を今議会に提出されているが、この予算案に対し提案があります。

まず、県内の企業の数を見ますと、県内の中小企業数は二万二千三百八十三社、そのうちの小規模企業は一万九千四十八社。小規模事業者というのは従業員二十名以下であったり、サービス業であれば五人以下と中小企業法で決まっていますけども、あと、大企業は何社あるんですかと。大企業は県内二十二社しかありませんね。二十二社が少ないか多いかは置いておいて、大企業の定義は資本金三億円を超える、佐賀銀行さんであったり、または従業員二百名を超える、ダイレックスさんであったり、久光さんであったりと、いろんな企業が二十二社あるわけですね。

今回は、県内中小企業二万二千三百八十三社を対象にやりますよと。じゃ、何社ぐらいやるんですかと。そのうちの百社をやる。

これを踏まえて私としては提案します。

まず、ターゲットとなる企業について、相手が消費者である、いわゆるB to C、消費者と対応している企業、B to Cと呼ばれる企業の場合、投資額をどう回収するかで価格を設定するのが一般的であります。消費者が目の前にいるわけですから。投資額をどう回収するか、価格を設定するのが一般的で、むしろ利用者、消費者を増やすことが重要となり、価格交渉のイメージはあまりありません。

一方、相手が企業である、いわゆるB to B、企業対企業間の取引、企業の場合、企業間の価格交渉が必要となります。その際、例えば、どの時点のデータで交渉するのか非常に難しいです。今現在のデータで交渉すれば、じゃ、半年後、一年後にまた上げてくださいよという交渉はなかなか難しいので、これを三年スパンで見るとか、五年スパンで見るとか、非常にこの時点、どの時点でのデータを使うのかというのは非常に難しいです。将来の成長を見据えた交渉を行うことがそういった意味では必要だと考えております。

また、交渉なので、成功や失敗も含めあらゆる結果が出ると思いますが、その上で重要なのは、この事業の効果を特定の事業者の成功、失敗にとどめるのではなく、むしろどちらの結果も公表、共有し、企業の理解を促進すること、そして、業界全体に広めていくことであると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。  
ターゲットとなる企業についてお尋ねします。

価格転嫁を実現していく上でターゲットとしているのはどのような企業なのか、また、どういう交渉を目指して支援するのか、井手産業労働

部長にお伺いします。

二点目、企業の理解促進についてであります。  
価格転嫁を進めるには企業の理解が不可欠であるが、県ではどのように理解を促していくのかお尋ねします。

三点目、業界全体への波及についてであります。  
今回の交渉支援の結果について県としてどのように業界全体に波及させようとしているのかお尋ねします。

そして四点目、これはすごく大事だと思うんですけど、今後の取組であります。

この事業は一年で完了するものではなく、継続的に行うべきだと思います。来年度以降も踏まえ、今後の取組についてどのように考えているのか、以上四点、井手産業労働部長にお伺いをいたします。

続きまして、三番目の質問に入ります。

建設業における受発注者の技術力向上についてであります。

建設業は、災害時には一番に出勤し、最初から最後まで対応されるなど、県民の安心・安全な暮らしを支える重要な産業と考えております。

しかし、県内建設業は就業者数が年々減少し、人材不足の状況にあります。建設業も働き方改革の取組が進められているが、四月から時間外労働に対する罰則付上限規制が適用されたところでもあります。

ここで県内の建設業者数というのがあります。これで見ますと、平成二十七年から令和二年で見たときには、三万三千八百六十六が三万二千ですから、約三％就業者数は実は減っているんですね。ただ、佐賀県の人口が二・六％減っています。全ての業種の就業者というのが二・四％減っていますから、若干やっぱり建設業者数が減っているという点はこ

の点で分かると思います。そして、人口に占める建設業従事者の割合としては、平成二十七年は四・〇六%でしたけども、令和二年は四・〇四%、微減ぐらいだと思っております。ただ、この数字は、実は入札参加資格というのがあります。この中でいくと、平成二十九年に解体業者が参加者に追加されていますから、大体八百四社ぐらい解体業者さんが今いらっしやるんですけども、入札に参加されていると、こういったたたくさんの入札の参加者の皆さんに関して、やはりお互いに技術力の向上をせんといかんだろうということでこの質問をしております。

このように建設業を取り巻く環境は厳しく、生産性向上などの業務改善に取り組まれております。

一方で、建設業者からは、先端技術を導入し、工程も管理もしっかりと取り組んで工事を行ったが、県から正当に評価されていないという声も聞いております。評価というのは評点、点数がつくわけですけども、これは子供たちの通知表と一緒に、自分が一生懸命やったものに対する評価なんです。

そもそも国、県、市町で工事に対する評価基準は同じであり、同じような工事をして評価する機関によって、担当者によって異なる評価となること自体がおかしいと私は考えております。国の工事は受注するが、県の工事は受注しないという状況に陥らないか、私は心配しております。不調、不落の原因は価格高騰や人手不足と言われていますが、このように県では正当に評価されないと思われていることも原因の一つではないでしょうか。

建設業者は責任と誇りを持って仕事をしており、正当に評価されなければならぬと考えております。そのためには、特に発注者である県の

建設技術職員の技術力の向上が必要であると認識しております。やはり評価基準というのは大体何年かに一度にずっと変わってくるものであります。国の職員さんはやはり早くいろんな点でそれを取り入れられたりします。ICTであったり、AIであったり。しかし、やはり現場の職員さんは、三十年、三十五年ぐらい前に入庁された方は過去の前例をずっと見ながらやってきていることがあって、日々の仕事が多岐多岐なので、多岐に思っています。ただ、今の建設業者さんは生きるか死ぬかというところでやってきていて、もう一度言いますが、責任と誇りを持って仕事をしている方がたくさんいらっしやる。じゃ、そういう方には正当に評価しなければならぬのではないかと。

もう一回言います。特に発注者である県の建設技術職員の技術力の向上が必要であると認識している。また、受注者も、受ける側も技術力向上が必要と考えており、発注者と共に新しい知識や新しい技術を研さんする機会を設けるべきではないかと考えております。

今後、建設業における受発注者の技術力向上についてどのように取り組んでいくのか、山口知事にお伺いをいたします。

四番目の質問でございます。佐賀県庁の組織運営についてであります。まず、佐賀県庁というのは、じゃ、一体何人いるのということを考えますと、昭和二十四年六月三十日、佐賀県職員定数条例というのがしっかり出されています。知事の事務部局は三千六百六十一名ですよ、警察官は千七百七十七名ですよというふうなふうに決まっていますね。

その中で、今現在何名なのかということで見ますと、知事部局、常勤職員さんは三千九十五名、その中の行政職は千七百二十名、五五・五

七%、そして、先ほど言った技術職は千三百七十五名、パーセントでいくと四四・四三%、会計年度任用職員さん、これは昔と違って会計年度任用職員さんの役割は大きくなっていまして、本来に行政の事務の手續関係も今やつてもらっている、これが千二十四名いらっしゃいます。特別職である三名は実は別、副知事と教育長は別ですけれども、三千九五名プラスの千二十四名ということで四千百十九名、会計年度任用職員さんの割合は全体でいうと二五%になっていますけれども、これを踏まえて組織運営についてお尋ねをしたいと思います。

私は組織を運営する上で何より大事なことは、多様な人材をその一人の適性、能力、そして将来性を見極めた上で、適切に配置、処遇することだと思っております。そうすることで、一人一人が持てる力を十分に発揮でき、強い組織となります。

その意味では、近年行われている行政職のポストに技術職を配置する取組は、職種の固定概念にとられず、職員の持つ能力に着目し、その力を発揮してもらうことができる、とても有意義な取組であると考えております。

一方で、最近の県の人事を見ると、個人の適性、能力、将来性というよりも、性別による管理職登用を優先したような人事ではないかと思われものがあつたり、中には、知事との相性、例えば、好き嫌いですね、知事との相性を反映した人事ではないかと思われるものも見受けられたりして、人事の公平性や適性、能力、将来性を踏まえた人事がきちんと行われているのか危惧しております。

一人一人の適性、能力、将来性を踏まえた人事を徹底し、ぜひ佐賀県庁の組織をより活性化させていただきたい。

次に、組織運営について、少し違う側面から取り上げてみたいと思います。

私は、さきの二月議会一般質問で県職員の人材活用・活躍について質問させていただき、今年開催される「SAGA2024」の業務に従事する約百名の職員の皆様に、大会終了後、どのような分野で活躍してもらうことを考えているのかお尋ねをいたしました。

これに対して知事からは、「SAGA2024」の準備、企画、執行という過程で得たかけがえのない経験や人脈を、今後もスポーツ分野はもちろん、様々な分野で生かしてもらいたいとの答弁がありました。

一方で、二月議会でも言ったとおり、職員が業務で培った知識や経験は、佐賀県庁にとつてだけではなく、地域社会にとつても財産であると思います。この財産を県庁内はもとより、市、町、企業への人事交流も含めて、佐賀県全体を盛り上げるために生かしてもらいたいと考えております。そうすることで、職員自身も成長できるし、職員の成長は、ひいては組織力の向上につながるものであります。

特に、「SAGA2024」という数十年に一度という県の一大プロジェクトに関わり貴重な経験を積んだ職員が、その経験、知識、知恵、人脈を今後どのように生かしていくのか、そのことが県庁組織の成長のために問われております。

今、県庁職員さんで外に出て活躍をいただいている方はたくさんいらっしゃいます。県庁の中でもいらっしゃいますけれども、例えば、私がばつと見て思いついたのは、DXで佐賀県のトップとして頑張っている方です。今回、県土整備部の副部長に行かれました。その人事を見たときに、私はよかったですと思いました。土木とか建築とかとい

う古いやり方にDXの風を吹き込んでくれるんだな、こういうすばらしい人事をやってもらったんだなど、私はすごくうれしかったですし、期待をしているところでもあります。

また、佐賀県で都市計画のプロであります稲又さんというのがいらつしやいまして、今、佐賀市の都市戦略部長に行かれています。なぜ佐賀市の都市戦略部長、企業のまちづくりの部長に行かれているのか、ちよつと私も、ああ、なるほどなという点もあるんですけど、それについては今回聞きませんが、やはり佐賀市を活性化しないといけない、また、県の施策である、いろんな施策ですね、県立大学も含めて、施策もやっぱり佐賀市と協力していかんといかんのかなというところなど、戦略部長として、もう一年務めていただいている。

そして、もう一名いるのは、今度七月十日、十一日に早稲田大学で「全国地方議会サミット2024」というのが実はあるんですが、ここで講演をするんですね。県庁職員でありJAXAに出向している円城寺雄介君というのが、我々、全国地方議会のサミットで講演するんだと。これはすばらしいなど私は思っているところでもあります。

以上のことを前語りとして、次の点についてお伺いをいたします。まず一番目、佐賀県庁の組織運営についてであります。

県庁の組織を円滑に運営し、また成長させていくためには、常に職員的能力、適性、将来性を見極めた上での配置を行うべきであると考えるが、人事に当たってはどのような考え方で対応しているのかお尋ねします。

二点目、「SAGA2024」後の人材の活用、活躍についてであります。

「SAGA2024」が終了した後は、これまで以上に地域を盛り上げる観点で、人事交流をはじめとして、人材の活用、活躍を推し進めるべきであると考えているかどうか。

以上二点について、山口知事にお伺いをいたします。

本日に日本中が、世界中もそうなんですけど、混沌としてきております。ここでしっかりとした形で佐賀県、まず人を育てること、人を活用すること、この点についてしっかりとした答弁をいただきたいと思っております。

以上で一回目の一般質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇 皆さんおはようございます。

西久保弘克議員の御質問にお答えします。

まず、建設業における受発注者の技術力向上についてお尋ねがございました。

受発注者間の契約の適正化を図ることは、当事者が対等な立場に立つてそれぞれの責任と役割分担を明確にする効果があつて、ひいては適正な施行の確保にも資するものだと考えています。特に法令遵守も大切に、法令の不知等による違反行為を防ぐ必要もあります。

こうした意味で、様々な面で発注者、受注者ともに技術力を向上させ、良好な建設システムの構築であったり、それがひいては建設業の健全な発展に資すると思えますので、そうした方向につなげていくことが大切だと思っております。

具体的な方策については、県土整備部長から答弁させます。

続きまして、県庁の組織運営について、その方針について申し上げます。

多様な人材一人一人が、その能力や適性、これまでの知見、経験といった自身の強みを最大限発揮することができる県庁組織であることが重要です。人事配置に当たりましては、常に職員の持つ能力や適性を重視した適材適所を心がけ、公正に行ってまいりました。今後もそうした考え方を大切にしていきたいと思えます。

一点だけ気になったことがあるので申し上げますと、女性管理職を増やす努力はしております。やはり昭和の時代から、女性が若い時分からその能力を発揮できる業務を経験できなかったことで十分な昇進ができていなかったと私は認識しています。ですので、男女共同参画を推進すること、それ自身が県庁、県民サービスの質の向上といった形で組織のアウトプットを高めることにつながると私は確信しております。

具体的な取組の内容については総務部長からお答えします。  
続きまして、「SAGA2024」後の人材の活用、活躍についてでございます。

県庁の職員一人一人がこれまでに様々な分野を経験することで、豊かな知見や経験、人脈を培っております。人事配置に当たっても、そうした力を今後の業務に生かすことができるという観点も大切にしております。

特に「SAGA2024」は大変特別な機会だと思えます。また、今回、特に注目が当たっておりますけれども、新しい大会として、新たな発想で様々な挑戦を随所に設けています。そこで得られるかけがえのない経験や知見、人脈を大会の後も、これはスポーツ分野に限らず、様々な場所で存分に生かしてもらいたいと考えます。

今後も職員の成長と、そしてそれが組織に還元されて、組織力が向上

されて、それがさらに職員の成長を促すと。そういった流れになるように、外部との人事交流も含め、各方面での県庁人材の活躍を図っていきたいと考えております。

具体的な取組については総務部長から補足させます。

◎泉総務部長 登壇Ⅱ私からは、二点お答えをさせていただきます。

まず、県庁における組織運営についてお答えをいたします。

知事からの答弁にもありましたとおり、人事異動を行うに当たっては、職員がこれまでに業務で培った経験や職員の適性、能力などに基づく適材適所の配置が何より重要であると考えています。また、一つ例を挙げますと、その職員が過去の職務経験で培った能力や知見を重視し、また組織としても多様な価値観を形成する観点から、民間企業などでの職務経験者の採用に積極的に取り組むなど、能力、適性、実績を踏まえた人事に努めているところです。

また、既存の形式的な枠組みである技術職や行政職という職種区分にとらわれず、その職員が持つ能力や適性をふさわしい場所で生かしてもらう柔軟な人材の配置も進めているところです。

今後とも適時適切な人事異動、人事配置を心がけ、社会や時代の変化に応じた質の高い行政サービスを県民の皆様提供できるよう努めてまいります。

次に、「SAGA2024」後の人材の活用、活躍についてお答えいたします。

地域での人材の活用、活躍という観点では、これまでも県内の市町のほか、地域の産業、企業を支援する団体、社会福祉活動を行う団体といった地域の各種団体などとの人事交流を進めてきました。このほか、



県庁内の組織であっても、分かりやすい例では、離島や中山間地の振興を担う部署、鹿島・太良の魅力を発信するKATAラボといった部署、こういった部署はもちろんのことですが、あらゆる業務において現場主義を大切にしているところであり、それぞれの分野で地域との結びつきを深め、それぞれの職員が地域で活躍してもらうことを期待しているところ です。

また、一定の期間、県庁外の組織で働くことは、多様な文化、多様な価値観に触れることで職員の成長、ひいては組織のさらなる活性化にもつながります。こうしたことから、現在も中央省庁や在外公館、他の都道府県庁、民間企業などとの人事交流にも積極的に取り組んでいます。

「SAGA2024」後もこうした姿勢を大切にしながら、現場主義や地域貢献、さらには職員の多様性や組織力向上の観点からも、外部との人事交流を含め、職員の活躍の場を広げていきたいと考えております。以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ私からは、企業の価格転嫁の実現について答弁いたします。

まず、ターゲットとなる企業については、物価が高騰する中、賃金の引き上げを実現するためには、雇用の大部分を支える中小企業・小規模事業者の価格転嫁を進めていくことが必要となります。しかし、全国における全業種の平均は四五・七％、これは昨年九月時点なんですけれども、これは千円のコストアップに対して四百五十七円しか転嫁できていないということになります。また、本県も製造業の約四割、非製造業の約五割がコスト上昇分の二割未満しか価格転嫁できていないというアンケート結果が出ています。

こうした中で、国は主にBtoBで発注側の企業を中心に、様々なアプローチで価格転嫁の協議を行うよう求めています。そして、県も今回、現場の声を聞きながら、立場の弱いBtoBの受注者が協議の場で根拠に基づく価格交渉を行えるよう、交渉資料の作成や交渉の場に専門家に同席してもらうなどのサポートを行うこととしました。これによりまして、この大きな課題に対して、国の施策も相まって、より効果的な価格転嫁の支援を行っていただけるものと思います。

なお、交渉の時点の価格転嫁をしっかりと進めていくことが基本ではありますが、将来の成長を見据えた価格交渉という視点も確かにあるので、そのほうが交渉しやすい、うまくいくということであれば取り入れていければと思います。

次に、企業の理解促進については、今年三月、佐賀県政労使会議を開催しました。関係機関のトップが集まり、佐賀県が豊かさの連鎖に向かっていくためには、賃上げや価格転嫁を実現していくことが重要との認識で一致しました。また、同月、県、国、経済団体、労働団体、さらには価格転嫁が特に厳しい運送業界の佐賀県トラック協会及び佐賀県工業連合会も含めて、価格転嫁の円滑化に関する連携協定も締結しました。これまで官民を挙げた取組を行っていますが、さらに今回のプロジェクトにおいては、セミナーの開催やメディアを活用した広報などを積極的に行いまして、価格転嫁への理解や機運を高めていきたいと思っております。

三点目の業界全体への波及については、積極的にこの事業がもたらす事例や効果を業界全体で共有できるように情報提供を行っていきます。どういうやり方で行うかについては、事例や効果等の状況を踏まえ、業界の方とも話をしながら決めていきたいと考えております。

最後に、次年度以降も続ける予定はあるのかという点につきましては、まずは今年度の事業の効果を業界全体に周知する。その上で効果を検証して、現場の声も聞きながら検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、建設業の受発注者の技術力向上に向けた具体的な方策についてお答えいたします。

生産性向上に向けた建設DXといった新技術への対応など、技術者を取り巻く状況は変化しております。技術力向上を図ることが必要であり、様々な取組を行っているところでございます。

発注者であります建設技術職員の技術力向上の具体的な取組といたしましては、新規採用時ですとか、入庁五年目、また副課長に就任時など、それぞれの立場に応じて建設行政などの研修、そして災害実務などの研修、そういった研修を開催しているところでございます。また、国ですとか民間の研修機関が開催しております各種専門的な研修にも若手技術者を中心に受講させているようなところでございます。

検査についての御指摘もございました。正當に評価されていないのではないかとということでございました。

工事成績評定というのとは適切な手続の下に行われ、またそして、評定の結果については、公平性、公正性が求められるものでございます。このため評定の場においては、受注者の施工体制ですとか施工状況、出来高、仕上りの状況ですね、そういった様々な項目について、工事の状況に応じて確認を行って、土木の工事の成績の評定要領というのがございます。こういった要領に基づいて評価を丁寧に行っているところでございます。

特に、いろいろ厳しい現場での施工ですとか、ICTの取組とか、週休二日の取組、頑張っていたいただいた取組については、その状況をちゃんと確認して評価を行うようにしているところでございます。

そして、検査員の技術力の向上でございますが、様々な検査員としてのスキルの研修に加えまして、本課の検査員と事務所で検査する場合がございますが、本課の検査員が検査するところに現地の検査員も来て、そういう検査のやり方とかというのを見ながら学ぶですとか、逆に、事務所の検査をしているところに本課の検査員が行って技術的指導をするとか、そういったこともやりながら、検査員間のスキルアップを図っているところでございます。

また、受注者であります建設業者に対しての取組でございますが、技術者の資格の取得に対する費用の助成ですとか、施工管理の基礎的な知識、スキルを修得するようなセミナーの開催、そして、技術力向上のための研修会の開催の助成ですね、講師を招く、そういったところへの助成ですとか、そういったことを実施して、こういったことを積極的に活用して、技術力の向上に役立てていただければというふうに思っております。

また、発注者と受注者が新しい知識や技術を共に研さんする場といたしまして、ICTの施工ですとか、橋梁、トンネルなど先端の工法を学ぶために、実際の工事現場での研修なども開催しているところでございます。

発注者、受注者など、建設業に携わる全ての人々がそれぞれの立場で日々研さんし、共に技術力の向上に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎長村警察本部長 登壇Ⅱ御質問のうち、「SAGA2024」に向けた県警察の取組方針についてお答え申し上げます。

本年十月に開催されます「SAGA2024」国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は、通例では天皇后陛下はじめ、皇族方のお出ましがあると承知しており、多くの県民の皆様が陛下、皇族方をお出迎えすることが予想されております。

県警察では、お出ましになった両陛下はじめ、皇族方や大会に関わる皆様の安全を確保することが最重要課題の一つであると認識しております。令和四年四月に警察本部内に警衛警備対策課を新たに設け、今年は課長以下、現在四十五名の体制で、こちらが中心となって「SAGA2024」の開催に伴う関係業務に専従しております。

具体的には、近年の厳しい警備情勢に鑑みまして、県警察の総力を挙げて、例を幾つか挙げますと、テロの未然防止に向けた啓発活動、様々な場面を想定した訓練、それから、交通総量抑制に向けた関係機関との協議、そして、警備計画の策定など、警備諸対策をこれまで講じてきております。

警衛の体制、先ほど議員から警衛と警護をお話いただきました、ありがとうございます。警衛の体制につきましては、両陛下や皇族方、そして、お出迎えする皆様の安全を確保するために必要な体制を構築することといたしております。

一方で、大会に係る警衛や警護以外の県内の治安についても、これを守り、県民の期待と信頼に添えていくことは、これまでと全く変わらなるところであります。そのために必要な要員を確保することとしております。

大会が迫りまして、準備が最終段階に近づくにつれて、議員御指摘のとおり、職員の心身への負担増加も懸念しておりますことから、優先順位をつけた効率のよい業務推進や勤務時間のシフト、それから代休の取得、また、知見を有する専門職員によるカウンセリングなど、職員の総合的な健康管理についても配慮することとしております。

県警察では、今後も大会主催者である県や市町等と緊密に連携しながら、諸対策を推進し、両陛下はじめ皇族方を含む皆様の安全確保に万全を期する所存でございます。

以上でございます。

◎西久保弘克君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

まず最初に、価格交渉の件だったんですけれども、井手部長のほうから最後の取組に関しては、今回やってみてという話だったんですけど、質問の中でも入れたように、一年で結果が出るようなものでもありませんし、やはりこれは三年、四年かけながら、県庁職員の技術のスキルアップもしていかんといかぬと。じゃ、今それをできる方がいるのかと。中小企業診断士を入れますよという話だけだったので、ちよつと違うんじゃないかと思うので、これはもう検討をぜひやっていただきたい。財政とは違うので、予算のこともありますから、ここでは答えられんと思えますので、これはもう三年、五年という形で、長い年月をかけてやっていただきたいと思えます。

それと、警察のほうは本当大変だと思えますけど、職員の方の身体的なもの、これについてはとにかく危惧しておりますので、よろしく願いたいと思います。

それでは、再質問に入りますけれども、まず一点目が、県の工事受発

注の考え方だったです。

知事の答弁の中で、私も、ああ、よかったなと思った言葉がありました、やはり発注者も受注者も同じ立場なんだよというのをしっかりと認識してもらいたい。やはり発注する側がどうしても強くなってしまっている。お願いベースで、ちょっとここまでしとってよというような、次の仕事のあっけんのごた、そういうやり方もあまりよくないのかなと。

これは横尾部長のほうに質問しますけれども、やはり技術だけではなくて、人間的な向上、そして、私が言った新しい知識や技術を研さんする機会、これは一緒にやるような機会、やはり職員の方と、我々は議員と職員の方というのはいろんな形でお話しする場も多いんですけれども、私が言葉足らずだったと思うんですけれども、新しい知識や技術を研さんする機会を設けるべきではないかというのは中堅職員さんであったり、お互いにですね、県の職員さん、土木事務所の人の考え方とか、そういったことを業者さんとやっぱり、今、談合というのはできませんから、電子入札ですから、しっかりとした形で、技術の研さんをするような、純粹にですね、そういった場をしっかりと設けていただきたいなと思っております。

これについては、知事に聞いていますので、できれば知事のほうから、そういったのは考えていきますよという答弁をもらうと一番うれしいので、じゃ、知事のほうにお願いしたいなと思うんですけれども、よろしくお願いします。

それと、最後ですね、もう一問の質問ですけど、県庁の組織運営についてです。

知事がおっしゃるとおり、国も女性登用というのは当然やってきてお

ります。ただ、その辺もしっかりとした形でやっていきたいですので、先ほど答弁がありました中で、外部の人材交流という言葉がありました。外部の人材交流は、じゃ、どこまで外部という考え方をしてもらえるのか。私は先ほど市町や企業という話をしましたけど、じゃ、外部交流は今、本当にいろんなところに出ているしやいますけれども、今、知事が考えている、また、総務部長が考えている外部交流の範囲はどこまで考えられているのか、この二点をお尋ねして、一般質問を終わりたいと思います。

◎山口知事 登壇Ⅱ西久保議員の再質問にお答えします。

私には、受発注者、お互いが技術力向上のために共同で研修、研さんを積むという機会を設けたらよいのではないかというお尋ねがございました。

先ほど申し上げたように、様々な場面で対等な立場に立つて行うということが大事ですので、そういった意味で法令遵守の話だったり、共通項目というのはあるかというふうに思います。具体的な在り方につきましては県土整備部長から答弁させます。

◎泉総務部長 登壇Ⅱ私から、西久保議員の二つ目の再質問でございます。組織運営に関しまして、外部との人材交流という話をいただきました。

この点に関しましては、現在も先ほど申し上げましたとおり、国の省庁から始まって外国、在外公館、あるいは企業、県内外を問わずということでございますけれども、これは本当に時折のタイムリーな状況を踏まえて、例えば、分かりやすいものでいきますと、今、内閣官房のほうに職員がいらっしやいますが、世界遺産の登録を契機に、いわゆる世界遺産の保存、管理運営、そういったところのノウハウをしっかりと身につ

けるといふふうな観点が内閣官房でありましたり、あとは本県とのつながりの深い在外公館といったところにその状況に応じる形で柔軟に対応ということ、非常にインターナショナルな職員なんかも増えているところもございますので、その時々的情勢を踏まえて、また、県政とのリンクということも非常に大きな要素かなと思っておりますので、その状況を踏まえながら、適時適切に考えてまいりたいというふうに考えております。組織の活性化に向けて、いろいろ検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇〓私からは、県と建設業の若手・中堅技術者との技術の研さんの場ということでお尋ねがありました。

先ほど御答弁しましたように、建設業が持続可能な産業として発展していくためには、発注者、受注者を含めまして、建設業に携わる全ての人々がそれぞれの立場で日々研さんし、また、技術力の向上に取り組んでいくことが必要だというふうに認識しております。共に技術力の向上を図るためには、お互いが持つ技術に関する情報交換をすることも有効だと思いますし、いろんな場で意見交換を行いながらということで、現在も建設業の団体の方だとかといういろいろ意見交換を行っておりますが、いろんな階層でやるというのは、また考え方があるかと思っております。御提案いただきました若手・中堅技術者と意見交換につきましては、開催の必要性も含めまして、どのような形がいいのか、建設団体とかの意見を聞いてみたいと思います。

私からは以上です。

◎下田 寛君（拍手） 登壇〓皆さんおはようございます。県民ネット

ワークの下田寛でございます。

今回は、四問質問させていただきます。

まずは、今回の質問に当たりまして、様々な方々から御意見、御要望等いただきました全ての皆さんに感謝をささげて、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、高等教育機関との連携についてであります。

現在、佐賀県では県立大学の設置に向けた議論が進められており、武雄アジア大学についても今議会では支援に向けた議案が提案されています。そのような中で、今年二月に発表された九州龍谷短期大学の令和七年度からの募集停止についてはとても驚きました。保育士をはじめとする地域に必要な人材育成を担っている重要な機関であり、今後はその重要な人材育成機関が失われてしまうわけで、その影響は大きいと考えています。また、学校関係者はもちろんですが、現役学生や卒業生にとっても残念でならない話であると同時に、これまで私の地元、鳥栖市長く続いてきた短期大学があと数年でなくなるということに直面し、鳥栖地域にとつていかに大きな存在であったかということを考えさせられました。

地域にとつて高等教育機関は大切なものであるということは言うまでもないですが、県立大学の是非をどう考えるかということだけではなく、これからの佐賀県の発展に向けて、高等教育機関と佐賀県がどう向き合い、連携していくかを考えることは必要であり、高等教育機関が佐賀県の希望として佐賀県の未来を共に築く存在でなければならぬと感じています。

さて、様々なデータを見ると、全国の大学進学率は九十年代で二

〇%、二〇〇〇年代で四〇%、二〇二三年で五七・七%となっています。また、全国の私立大学の定員未充足率は五三・三%、短期大学は九〇%が定員割れとのことでした。世の中の風潮や私の周囲からは、収容人数四千人未満の小規模学校、短期や地方の大学は人口減少の時代にはなくなって当然であり、龍谷短大募集停止も残念だが、やむを得ないというような風潮、また、定員未充足の大学は経営努力が不足しているという辛辣な声をいただくこともあります。このデータを見ているだけでも、実際の学校経営は、特に地方においては非常に厳しい中、激変する時代の中で大学の価値は向上していますし、少子化時代の中、専門性を持った高等教育機関の必要性は年々増していると考えていいと認識をしています。

また、このような背景の中、大学の在り方も、私が大学生だった約二十年前とは大きく変化していると実感しています。このような状況は佐賀県だけではなく、全国的な課題でもあり、我が国の地方自治の在り方そのものが問われており、地方から国に強く声を上げていく必要性があると感じています。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず、地方の高等教育機関への支援についてであります。

日本私立学校振興・共済事業団が全国の私立大学を対象とした調査によると、三大都市圏を除く地方においては、収容定員が四千人未満の小規模大学が八九%を占め、また、入学者が定員に達していない定員未充足の割合が、当然ながら都市部に比べて多いという結果でした。国は、私立の大学や短期大学に対して運営に必要な経費補助を行っていますが、この補助制度は学生数と教員数を基に算定し、定員充足率で増減するた

め、都市部の大規模校ほど補助金が多くなる制度です。この制度が続けば、少子化が進んでいる中、地方の小規模大学は都市部の大規模校と比較すると今後ますます苦しい状況になっていくことが十分想定されます。地方創生や地域主権と言われていますが、単に大学の規模と定員充足率で補助金を算定するのではなく、もっと地方の大学が地域に果たしている役割を評価すべきであると感じており、この問題も佐賀県だけではなく、都市部を除く全国的な課題と想定されます。

そこで、私立大学、短期大学へのこの補助制度については、以下のようなことを国に提言していくべきではないかと思っております。

一つ目に、基礎となる学生に学び直しのためのリスキリングや社会人学生を含めること。

二つ目に、全大学に同額の基本額を設定し、これに規模に比例する分をプラスする二段階方式にすること。

三つ目に、地域への専門人材の供給など、私学が頑張っている地域貢献を評価する仕組みをつくること。

四つ目に、公立大学と同様に、地方自治体が私立大学等へ補助した場合に地方交付税が該当する地方自治体に交付される仕組みをつくること。高等教育機関は地域を支える人材の育成機関であり、たとえ小規模校であっても、地域の未来にとって欠かせないものであることは言うまでもありません。

そこで、知事にお尋ねしますが、以上を踏まえて、地方の高等教育機関を国策として支えるような仕組みについて国に提言していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、県内の高等教育機関との連携についてであります。

今の大学は、学生教育と研究だけではなくて、学び続けたいという地域住民への学び直しの提供や地域との各種分野での連携など地域貢献に力を注いでいます。私が学生だった頃の大学への認識と今の大学への認識は明らかに違うと思っています。

県では既に県内の高等教育機関との連携が様々な形で展開されており、「UC5+」という知事と県内大学、短期大学の学長との意見交換会も新たに設けられたと聞いています。このような連携は、大規模な都道府県と違い、佐賀県だからこそできる強みでもあります。

地方の大学・短期大学は、厳しい経営状況の中でも地域への人材供給など使命感を持って頑張っています。経営面の財政的な支援は基本的には所管する国においてしつかりとやってもらいたいですが、県と県内の大学・短期大学との関係においては、財政的な支援は厳しいとしても、大学側が県に経営上の悩みを相談して県もアイデアを出して応援したり、もっとそういった部分にまで踏み込んだ寄り添う関係になってもよいのではないかと思っています。

佐賀の高等教育機関は、これからの予定も含めて、保育士、介護福祉士、学校の教員、医師や観光IT、地方創生など、県が求める人材が育成されています。

冒頭、龍谷短期大学の募集停止について触れましたが、高等教育は地方を支える希望であり続けていたきたいと考えます。たとえ小規模校であっても、佐賀県が推進する政策と連携できるところは連携を深め、将来の地方を支える希望として共に歩むことが必要と考えます。また、佐賀県だからこそそのようなこともできると考えます。

そこで、知事にお尋ねをいたしますが、今後、県にはこのような佐賀

だからできる佐賀らしい連携を進め、県内の高等教育機関と共に未来をつくる取組をさらに推進していくべきと考えますが、いかがでしょうか。次に、二問目です。

佐賀県の国際政策についてであります。

この質問は、私が昨年、地域交流・県土整備常任委員会の委員だったときに、県が毎年作成している「佐賀県国際化の現況」という資料を読んだことがきっかけです。佐賀県が海外の様々な国や地域と交流を図っていることがよく分かります。また、資料を調べてみると、タイ、フィリピン、マレーシア、中国、韓国や台湾など、その他の国や地域に対しても観光、貿易などにつなげるべく佐賀県の発展に向けた政策を講じているという思いを受け取ることができます。そして、時には知事も海外渡航して佐賀県のPRなどを行われていると報道等で見える機会もたくさんあります。

そこで、様々な取組が積極的に展開されていますが、そもそも佐賀県の国際戦略はどうなっているのだろうかと当時職員の方に尋ねたところ、全体の総括は政策部が行っているということでしたので、常任委員会での質問を見送っていたところ、本年度から国際政策グループが地域交流部に創設され、国際戦略の担当が政策部から地域交流部に移管されております。何で担当部が変わったんですかと職員の方にお尋ねしましたところ、以前の国際化の担いを整理するために全体を総括する政策部から国際の担当である地域交流部に移管したと、端的に言うると、そのような御回答をいただきました。

その上で改めて佐賀県の国際戦略について資料や議事録を確認したところ、佐賀県ではかつて平成二十六年に佐賀県観光戦略を策定しており、

海外に向けた観光戦略を発信しておりました。しかし、今では佐賀県ホームページではこの佐賀県観光戦略はアップされておらず、担当課から参考資料として見せていただき、この戦略は対外に公開していなくても今でも大まかな目安となっているのだなと認識をしたところ です。

また、平成二十八年に文化・スポーツ局が中心となってフィルムコミッションを活用したタイの誘客を積極的に取り組み、三年間で約十五倍のタイ人宿泊観光客の誘致に成功され、全国的な成果を上げられていることが分かりました。そして、タイとの交流については、映画やドラマの誘致が成功し、現在でもタイからの来訪者が多いことやタイ国からも佐賀県は友好な関係が現在も続いており、先日も報道でありましたが、知事が直接タイのシリントーン王女に対し、伊万里鍋島焼協同組合の代表が完璧な仕上がりと言われるほどの陶磁器を献上されるなど——この新聞記事ですね、まさに知事のトップセールスによって佐賀県の価値をタイ国にも認識いただいているのだと感じております。また、その信頼関係のあかしとして、タイフェスティバルが開催されていますが、このタイフェスティバルという称号もタイ国が認定しないと使えないということ、全国様々な地域でタイフェスタが開催されておりますが、フェスティバルとして開催されていることは、知事のリーダーシップの下、タイ国と佐賀県の信頼関係のあかしであるということは佐賀県民にもぜひ広く知っていただきたいことでもあります。

また、国際戦略に取り組まれた当時、インバウンドの数値もその伸び率が全国一位だったとのことで、全国的にも佐賀県のフィルムコミッションの取組が注目されている時期があったことや、当時、タイに対してインバウンドのキャンペーンに合わせて有名ホテルなどに「佐

賀牛<sup>®</sup>」を使っていたり、お話を聞かせていただきました。

このことは一つの取組をきっかけに、結果としてインバウンドや文化交流や流通などを戦略的に推進しているという誇らしい事例として認識をしています。また、当時の国際戦略が功を奏し、海外への流通、貿易や佐賀県産品の輸出方法などについては一定のノウハウが蓄積され、既に自走している部署もあると認識することもできます。また、将来的には県庁内の全ての部署が国際という視点を当たり前に持つて事業推進を行う時代になっていくのだろうとも思います。

その上で、佐賀県の現況に示されている多様な国や地域に向けて積極的に取り組まれている事業が、その先に何を目指していくのかを県民に対しても分かりやすく改めて整理していくために、今回新たな部署が創設されたのだろうと考えています。

さて、ここ十年で日韓関係や国際的な緊張状態、コロナ禍などで国際情勢は大きく変わってきています。観光庁の資料を見ると、インバウンド人口はコロナ禍によって激減しており、戻ってきている傾向は見られますが、これからどう盛り返していくのか。また、県産品についてもコロナ禍で停滞ぎみでしたが、これから伸びていくことを期待しております。そして、県内在住の外国人も増加傾向にあり、暮らしの困り事など新たな課題への対応も必要になってくるでしょう。

そのような状況の中、これからの佐賀県の発展のためには、積極的に推進している海外に向けた事業について、過去のタイとの事例のような将来の明確なビジョンを設定して、その上で手段としての事業を実施していくことが重要であると感じています。また、国際戦略は国際情勢の



変化に伴い、流通やインバウンド、文化や人の交流など、横断的な戦略を再構築する余地があると思っています。

さきにも触れましたが、本年度から国際課が国際政策グループと多文化共生が推進課となりました。このことはこれからの佐賀県の国際戦略と多文化共生が新たなスタートを切ろうという意思表示と受け止めており、これからの国際社会に向けて知事のトップセールスも含めて佐賀県が世界で飛躍するスタートが改めて切られたと期待をしています。

そこで、次の点をお伺いします。

まず、知事の国際政策への思いについてであります。

タイと佐賀県の交流について触れさせていただきましたが、知事はこれから佐賀県の国際政策についてどのようなビジョンを描いているのでしょうか。

続いて、国際政策の現状と今後の展開についてであります。

佐賀県では具体的にどのような国際政策を実施しているのでしょうか。また、今後どのように国際的な取組を進めていくのでしょうか。

最後に、地域交流部国際政策グループの役割について。

組織再編で地域交流部に新たに国際政策グループが設置されましたが、県の国際政策を進める中で、どのような役割を担っていくのでしょうか。お尋ねをいたします。

続いて三問目です。共同親権についてお尋ねします。

離婚後の共同親権導入を趣旨とする民法等の一部を改正する法律が今年五月に成立・公布され、公布から二年以内に施行されることとなりました。

一九四七年から続いてきた離婚後の単独親権制度が見直され、父母双

方の合意によって離婚後の共同親権が選択できるようになることは、大きな前進であり、子供の利益のために離婚後も父母双方がお互いに協力して子供を養育していくことは大変重要なことであると考えます。

この法改正の背景には、近年、離婚件数が結婚件数の三割を超える現代社会において、いかなる離婚理由があっても、一方の親の親権を喪失させる離婚後単独親権制度によって、親の離婚を経験する子の人数は、二〇一九年で二十万人を超えており、親子交流が実施されていない割合が七割とされています。

また、月に二度以上、親子交流が行われる割合は五%未満とのことでしたが、このことは参議院法務委員会でも議論され、こども家庭庁の答弁で親子交流が月に一回が相場ということに何の根拠もないということが示されています。

このようなことも原因の一つとして、日本の子供の精神的幸福度はOECD加盟国三十八カ国中三十七位、ちなみに上位の国は全て離婚後、共同親権で親子交流が密に行われています。

また、ひとり親世帯の子は、不登校や非行の割合が多いというデータが子育て世帯全国調査によって示されています。

以上のような背景から、婚姻の有無にかかわらず、父母は子供の利益のために互いの人格を尊重し、協力しなければならぬ義務と責務が新民法に明記され、公布日から経過措置に入っております。

離婚は子供にとって大きな出来事です。子供がこれ乗り越え、健やかに成長していくために、父母が離婚後の養育費の支払いや、親子交流の方法などを共同養育計画書などとしてあらかじめ取り決めておくことも大変重要なことであると考えます。

ちなみに現状では、離婚届を提出する際に、共同養育計画書についての書類を配布すると聞いておりますが、計画書の作成は義務ではなく、父母が強い葛藤を抱えている場面でもあることから、明記されずに曖昧になっている現状が多いという話も聞きます。

また、これまで離婚後の親子交流は面会交流と呼ばれています。親子が交流するだけなのに面会という言葉はふさわしくなく、余計な心理的ハードルができてしまうといった声があり、今回の法改正や国のガイドラインでも交流と統一されております。しかし、まだ地方には浸透していないようで、これを機にこの親子交流という言葉が佐賀県でも定着し、子供の利益の観点から、子供の健全な成長のために行われる親子交流が自然なものになってほしいと切に願っています。

一方、制度は整ったとしても、離婚前後、または別居中の父母にとっては、相手に対する複雑な感情や強い葛藤を抱えている場合もあり、離婚後の子供の監護、養育、親子交流について、当事者の力だけでは冷静な話し合いや合意をすることが困難な場合もあるという声も聞きます。

また、父母双方で合意に至った場合でも、父母同士が複雑な感情や葛藤を抱えている中、正当な理由がないままに子供の行事への参加や親子交流が円滑に進まないという声も聞いています。

これらの点については、今回の法改正に前倒して、地方自治体でも親教育講座や共同養育計画書の策定を推進する動きや、学校行事における父母平等な参加を推進する決定をしている自治体もあり、子どもの権利条約第九条「親と引き離されない権利」、第十八条「子どもの養育はまず親に責任」、ここにあるとおり、離婚後も子が父母双方から平等に養育を受ける権利を守ろうとする動きが高まっております。

また、衆議院の参考人質疑や最高裁判所による令和五年度家事研究会では、一九七〇年から運用が開始されているアメリカの共同親権の事例から、頻繁かつ継続的に親子交流が行われている子は、心身の健全な発達を遂げているという趣旨の発表があつて、今回の法改正の趣旨にもひもづけられています。

また、このような共同親権導入に伴う様々な自治体の取組や葛藤の声もある中、県と市や町がしっかりと連携し、離婚後の子供の養育をサポートしていくとともに、親子交流を支援する民間支援団体とも連携し、子供の利益を確保していくことも有効と考えます。

この民間支援団体は、法務省のホームページに掲示されている団体は、全国五十九団体、佐賀県にも一カ所あります。このような親子交流支援をサポートする機関の活用をすることは、親子交流を促進するためには効果的であると考えられます。

しかし、金額に差はありますが、このような支援団体を活用するためには、利用料として二万円から四万円ほどの経費が必要とのことで、利用しづらい状況があるという当事者からの声も聞いており、行政には積極的に連携を深めていただきたいと考えています。

今後、県をはじめ、離婚届の提出先でもある市や町に対しても離婚後の子供の養育について、県民から様々な悩みや相談が寄せられると思います。「子育てし大県」を掲げる佐賀県として、全ての子供たちが骨太で健やかに成長できる社会を実現していくために市や町、関係機関、CSOと連携を図り、親子の思いに寄り添いながら、しっかりと家族をサポートしていただくことを大いに期待しているところです。

最後に、この法改正が施行されるに当たり、DVや虐待への配慮につ

いて懸念する声もあり、その点は慎重に対応する必要があるということ  
は言うまでもありません。

一方で、世界的には親子を引き離す行為もDVや心理的虐待と認めら  
れており、日本は子どもの権利条約に批准しているにもかかわらず、離  
婚、別居で親子が簡単に切り離される社会ということで、EUやフラン  
ス、オーストラリア、イタリア、アメリカなどの諸外国から勧告を受け  
て、国際的な問題になっていたりもしている現状もあります。

つまり、その実態が子供の利益を害することが明らかでない場合には、  
同居中同様、子供は父母双方からの愛情や養育を受けることが望ましい  
と考えるとともに、今回の法改正によって、子どもの権利条約の内容に  
一歩前進し、子供の利益がさらに守られる取組になることを願っており  
ます。

そこで、以上の点を踏まえて今回の法改正に伴う佐賀県の認識と考  
え方、これからの役割についてお尋ねします。

まず、離婚後の子供の養育について。

今回の法改正に伴い、離婚後の共同親権制度が導入されることで、県  
として離婚後の子供の養育がどうなっていくと認識しているのしょう  
か。

次に、県としての支援について。

離婚後の共同親権による子供の養育に関し、今後、県民から相談が寄  
せられることが想定されますが、県としてはどのように支援をしていく  
のでしょうか、お尋ねをいたします。

次に四問目。国と郷土への愛を育む教育について。

我が国日本は、神武天皇即位以来、二千六百八十四年にわたり続いて

きた現存する最古の国家です。時の権力者が替わっても日本は日本であ  
り続けております。その理由こそが天皇陛下の存在であります。時の権  
力者が替われども、天皇陛下を別格の存在として敬ってきたからであり  
ます。

我が国は、二千年以上、男系の血筋を継承してきた万世一系の存在で  
あり、まさに奇跡のような国であります。それを示す根拠としてあるの  
が、世界最古の歴史書である古事記と日本書紀であり、この編さんは天  
武天皇が行った国家プロジェクトとして行われたものであり、この政府  
見解を現在に至るまで踏襲していることは日本国家の事実であり、日本  
の原点であります。

日本の成り立ちについては、神話から始まることもあり、様々な意見  
もあります。ですが、百歩譲って、七二〇年に完成した日本書紀から数  
えてみたとしても、我が国は千三百年にわたり正史である日本書紀を  
編さんし続けている世界で最も長い歴史を持つ国であると言えるわけ  
です。それにもかかわらず、この奇跡とも言える事実を我が国日本国民が  
ほとんど知らないというのが実情です。

もともと大東亜戦争前の教科書である国史には、天照大神、神国、神  
武天皇などの言葉が並び、世界最古の歴史書物である古事記、日本書紀  
に由来する教育が行われていたことが分かります。我が国日本は一九四  
五年に終戦を迎えたわけですが、その後も日本は一九五二年までは実質  
的な戦勝国の集まりである連合国軍最高司令官総司令部、いわゆるGH  
Qの占領下に置かれました。大東亜戦争の際に日本軍の強さに脅威を感  
じた各国が、その原因を徹底的に調査して日本精神を骨抜きにする。そ  
のためにGHQは占領政策を日本政府に指令する間接統治を進めたわけ

です。多くの公式文書の中に、日本が米国に二度と刃向かわないようにすることが目的であったと記載があることから分かるように、占領政策をもって日本の弱体化を目指したことが分かります。

我が日本は世界一歴史の長い国であること。その国の成り立ち、古事記の内容、大和言葉の特異性、大東亜戦争まで、その後の近現代史について、多くの日本人は答えられません。まさにそれこそが日本精神を骨抜きにして日本を弱体化させるためのGHQの政策であったと言えるわけです。

GHQは日本国憲法の制定のみならず、皇室改革、政治改革、公職追放や財閥解体、また教育改革など、戦後日本の民主化計画を実行してきましたが、戦後教育の中で私が一番問題であると考えるのは、日本人の誇りを教えるはならない、神話を教えるはならないということを禁止してきたことと思います。

その結果、何が起きているのか。二〇〇九年十月二日、イギリス誌「エコノミスト」が自国に対する誇りが高い国を調査した結果によりまずと、世界三十三カ国中、自国に対する誇りが最も高い国はオーストラリア。日本は中国、ロシア、ブラジル、南アフリカよりも低い三十三カ国中最下位でありました。この八十年近く戦争も紛争もない、犯罪も少ない、物資も豊かで識字率も高い。道路は山奥の隅々まで整備され、蛇口をひねれば当たり前のように水が出てくる。たとえ生活が困難になっても、助けてくれる制度が用意されている。それなのにもかかわらず、これだけ自国を誇りに思う国民が少ないということは大変残念でなりません。

また、この自虐教育は日本人全体の自己肯定感にも影響を与えます。

二〇一四年に内閣府が発表した日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの七カ国の十三歳から二十九歳を対象にした自己肯定感に関する意識調査は、自分自身に満足しているかの問いに対し、トップのアメリカが八六％、日本は最下位の四五・八％、日本以外の六カ国は全て七〇％を超えており、日本とは二五％以上も開きがあります。

また、国立青少年教育振興機構が二〇一八年に日本、アメリカ、中国、韓国の四カ国の高校生に行った調査では、私は価値のある人間だと思うかの問いに対し、トップのアメリカは八三・八％、二位、韓国が八三・七％、三位、中国が八〇・二％に対し、日本は四四・九％というあまりにも低い結果からも、世界の中で日本が突出して自己肯定感が低いことが分かります。

二十世紀を代表するイギリスの歴史考古学者、アーノルド・トインビーは、世界中の民族の歴史を調べ上げた研究の結果、十二、三歳までにその民族の神話を学ばなかった民族、または自分たちの国の神話を教えない民族は、百年以内に例外なく滅びているという言葉を残しています。大東亜戦争終結から既に八十年がたとうとしています。世界広しいいえども、自国の成り立ちや神話を学校で教えていないのは日本くらいのものです。戦後それを押しつけた連合国の国々も、日本では禁止させておきながら、そのことの重要性については十分に理解しており、自国では当たり前のように建国の歴史や神話を教えています。

そして、情報統制も日本人の誇りを奪っていると感じています。日本人に対し、教育やメディアでは、太平洋戦争は侵略戦争であったという自虐史観を意図的に強くすり込むことを目的としたウォー・ギルト・イ

ンフォメーション・プログラム、これはアメリカ国務省が正式文書に載せた名実ともに公式な対日戦略です。この対日戦略が戦後進められてきたこと自体を国民は知らされていませんが、これは終戦直後の一九四五年九月に定められた正式名称、「日本に与うる新聞遵則」通称プレスコードが大きな要因だろうと考えられます。

プレスコードに規制された禁止事項三十項目の中から抜粋しますと、GHQが日本国憲法を起草したことに対する批判。アメリカ、ロシア、イギリス、中国、朝鮮人、その他連合国への批判。神国日本の宣伝。ナショナリズムの宣伝。占領軍軍隊に対する批判。解禁されていない報道の公表など、非常に多くのものが報道してはいけないことと規制されたわけでありますが、規制されていなかったものといえば日本政府への批判くらいではないかと思うわけです。現在の日本社会を取り巻く環境、報道を見聞きすると、なるほどと納得させられることが多くあると感じています。

マスメディアやソーシャルメディアの情報に流されがちな日本人が日本の誇りを持つためにこそ、教育の力が大変に重要になってくると痛感をしています。日本人としての誇りを感じることができない、自分のことを肯定できない、そんな状況で国や地域、人を愛する心が育まれるわけがありません。

日本人が日本人としての誇りを持つためには、まさに日本の原点、日本の成り立ちである神話、脈々と受け継がれてきた大和言葉の言語、二千六百八十四年紡がれてきたたて糸である皇室、そして天皇陛下について、教育でしっかりと伝えていく必要があります。少子高齢・人口減少社会において、子供たちが県外、国外に出ていくという社会減も深刻で

すが、若者が地元に残る、あるいは地元に戻り、ふるさとのために生きるという郷土愛を育むことが最も効果的で重要であると考えています。

現代社会において、LGBTQ、ジェンダー平等、SDGsといった考え方が日本にもある程度浸透してきています。その考え方については納得できるものであり、決して責めるものではありませんが、あたかも日本人ができていないからこれを進めていかなければならないというような風潮も感じる場合があります。

LGBTQについて例を申し上げますと、二〇一六年の調査ですが、国際レズビアン・ゲイ協会が世界の性的指向に関する法律を調査したところ、七十三カ国国連加盟国の三七％が同性同士の性行為を違法と定めていることが分かっています。いまだに同性愛の性行為に対して国内全体で死刑を科している国も存在しています。

SDGsの取組の五番、「ジェンダー平等を実現しよう」という項目。それを評価する基準として挙げられるのがスイスのNPO団体、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数です。その指数には様々な指標があり、二〇二三年、日本の政治の分野が百三十八位と経済の分野で百二十三位と評価を落とし、全体では百四十六カ国中百二十五位でありました。このことが度々日本人のジェンダー格差について論じられるわけですが、ジェンダーギャップ指数で最も低い政治の分野においても、日本は満十八歳以上であればひとしく男女に選挙権が認められ、参議院選挙を除く満二十五歳以上の日本国民がひとしく被選挙権が与えられているわけです。もちろん現状のままではなくて、より女性が参加しやすい環境整備を心がけていく必要があるとは思っております。

また、別の団体、国連開発計画が発表しているジェンダー不平等指数

では、調査対象国百九十三カ国の中で日本は二十二位であり、アメリカやイギリス、中国などよりも高いわけです。つまり国際的に見て、日本はジェンダーについて平等性は高いほうに位置づけられています。しかし、このことは世間一般的に評価されませんし、報道はされませんから、そもそも国民は知りません。

そもそも我が国日本は多神教を信仰する国であり、それは世界の中で少数派であります。西欧諸国においてはほとんどの国が一神教であり、その信仰の違いこそが西欧諸国と日本との考え方の相違の根源であることを忘れてはなりません。

また、そもそも我が国は性の多様性においても非常に寛容な国であります。また、もったいない精神に代表されるように、持続可能な社会を進めていくことは、日本国民のDNAにしみついていると考えます。西欧諸国の政策、考えをただただ受け入れて進めていくことは、日本人としての伝統や文化に対して誇りを奪いかねない、そういった点で危惧をするとともに、自己肯定感を下げる一助にもなりかねないというふうにも考えています。日本人が日本を愛することができなくて、地域や人に対して愛着を持ててはなりません。若者が故郷に戻ってくる、国を愛する心、郷土愛を育む教育こそが一番の原動力になると考えています。そこで、お尋ねをいたします。

まず一問目、小学校学習指導要領、社会六学年の中に、日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。日本

国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連もはかりながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また、国民としての権利及び義務については、参政権、納税の義務などを取り上げることとあります。天皇陛下に関する学校教育について、天皇陛下に対する正しい理解と尊重は日本の文化と伝統にとつて非常に重要であり、若い世代にこそ、その価値を伝えることは不可欠です。教育現場でどのようにしてこれを深める教育を行っているのかをお尋ねします。

続いて、佐賀県の美しい自然環境や豊かな文化遺産を生かして、佐賀県の歴史、偉人、地政学、また、方言教育に至るまで、郷土愛を育む教育は大変重要です。現在も佐賀県において幕末期の偉人を顕彰する事業などが行われています。郷土愛は地域社会の結束を深め、地元の誇りや地域の一員としての責任感を醸成し、将来、社会で活躍するに当たり、佐賀県を原点としたたくましい人材の育成につながるものと確信しています。佐賀県内の学校における郷土愛を育む教育についてはどのように取り組まれているのかをお尋ねいたします。

これから国際化がどんどん進んでいく中で、日本人としての誇りと佐賀県を愛する心を軸に据えた人材が育っていくことを心から祈念しております。

以上、質問です。答弁をよろしくお願いします。(拍手)

◎山口知事 登壇Ⅱ下田寛議員の御質問にお答えします。

まず、高等教育機関との連携についてお答えします。

まず、九州龍谷短期大学の募集停止は残念に思います。これまで七十年以上の長きにわたり専門人材を育成して、鳥栖をはじめ地域に貢献し

てこられたことに敬意を表します。全国的に短期大学の志願者が激減している中で、やむを得ず苦渋の決断だったと思います。

さて、議員から、大学の役割は特に都市部よりも地方において、地域における人材育成や社会機能の維持向上にとって必要であるという御意見がありました。私も賛同いたします。

地方にとって大学は、地元の高校生の進学先確保や地域を支える産業人材、保育士や介護士をはじめとする専門的人材の育成を担っているわけであります。そして、それだけではなく、地域社会の維持や地域そのものが時代の変化に対応し、発展していく上で必要不可欠な存在、必要な機能だと思えます。下田議員から提言いただきました四項目につきましては、ごもつともと思えます。十分検討に値する意見だと思っております、国への提言をする際の参考にさせていただきたいと思えます。

ちようど本日から東京都知事選が始まっています。候補者の公約を見ますと、様々な分野で無償化であったり、奨学金などが多く入っています。財政が潤沢であって、唯一人口増加が続く東京ならではの公約が多いというのが率直な感想です。これに対して、東京に隣接する神奈川県や埼玉県ですらできない政策がめじろ押しでありまして、東京に、そして、都市部に金も人も集中し過ぎているのは、国として、国家としていいことなんだろうかと、これを考える時期ではないのかと私は思います。高等教育機関の充実についても、国全体の活力という視点から考えることが必要です。これから高等教育機関の充実を図っていく本県にとつては、これは大切な点であり、地方大学が地域に果たしている役割がしっかりと評価されるように、県としても機会を捉えて国に提案していきたいと思えます。

続きまして、県内の高等教育機関との連携についてお答えします。

私は知事就任のときに、佐賀県に大学との連携担当がないことを驚きました。大学連携に県の役割は果たしていないのだろうか。私が赴任していた鳥取県や長崎県にはそれぞれ大学連携の担当課が存在していましたから、その部分、その機能というのはどこが担っているのだろうかと思いました。そして、数少ない県内の高等教育機関との関係を佐賀県はもつと大事にしないとけないと思いました。そうした考えで山口県政では、佐賀大学や西九州大学との連携事業である「TSUNAGIプロジェクト」ですとか、県内大学、短期大学学長と私がざくばらんに意見交換できる、御案内いただきました「UC5+」も設けさせていただいたところですよ。

県にとって高等教育機関は大事なパートナーなんです。ただ一方で、これまで県立大学を持っていなかったことから、県庁そのものにも大学の運営に関するノウハウが不足していることは否めません。そういう意味においても、佐賀県に県立大学の機能が備われば、県立大学が仲立にもなり、県と各高等教育機関との連携がさらに深まり、佐賀県全体の高等教育機関がより充実し、機能していくことになるかと確信しています。

佐賀県の未来をつくっていく上で高等教育機関との連携は欠かせないものです。これまでの取組で、県内の大学や短期大学とは顔が見える関係ができてきております。率直に意見交換できる関係もつくりたいと思います。これからも佐賀らしいやり方で連携を進め、他県にはない新しい連携のモデルをつくっていきたくて考えています。

続きまして、佐賀県の国際政策についてお答えします。

国際政策のビジョンについてですが、地方公共団体の国際政策は、時

代に応じてその軸足や目的が変化しております。それに応じて組織を再構築していく必要があります。そして、この国際政策は、足元でも急に動いたりするものですから、なかなかどのような組織、チーム編成がいいのかなと常に模索している面があるのも事実です。

これまでの流れを見ていきますと、平成の初め頃までは地方自治体にとって国際親善交流という新しい分野があつて、むしろ交流すること自体が大きな目的であつたという時代でした。その後、平成が進むにつれて、グローバル化が拡大して観光客が来たり、実際に輸出入が行われたり、いわゆる実需というか、ビジネスにおいて外国と関係ができて、だんだん国際が特別なものでなくなりつつあるという時代になってきました。

そして、今ですが、今はむしろ外国人の方々の中において、あらゆる分野で不可欠な担い手という面が大きくなってまいりました。いかに日本で、日本人と共に活躍していただく環境をつくっていくかということも重要になってまいりました。在留資格についても特定技能制度が創設されて、そして、それは介護や建設や宿泊、様々な分野で活躍いただいておりますし、今後、この制度は正面から人材確保を目的とした育成就業制度に変更される予定です。

他方、日本の経済力の低下などもありまして、国際間、そして、国内の地域間でも、こうした外国の方の人材確保の競争は今激しくなっております。

外国人の方に選んでいただける佐賀にしていくという準備をしなければいけません。外国人の方が心地よく暮らしていく佐賀にしなければいけません。そういう思いの下で、多文化共生のさらなる推進をミッション

ンに掲げた多文化共生さが推進課という課を設けたわけでありまして。この課を中心に、今後、国際戦略本部を活用しながら、ライフステージ、生活シーンに応じたきめ細かい取組を全庁挙げて取り組むこととしていきます。

そして、もう一方の国際政策グループであります。

タイについては、下田議員からるる御説明いただきました。タイは文化を中心に関係を深めています。そのほか、フィンランドだったら子育て系、オランダだったらものづくり系、スペインであればガストロノミーとか。最近では、オーストラリア、ニュージーランドがスポーツ系で関係を深めていたり、まさに対等な、お互いが尊敬し合うような関係を各分野で戦略的に構築していくことが大切だと思っています。

引き続きこちらのグループを中心に戦略的に連携施策を行っていくと思います。そして、それが県民の皆さん方の様々な生活向上と県民の福祉向上につながるように、つなげていかなければいけません。今後とも、基本理念であります「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」に向けて、庁内組織の連携を機能させて、具現化していきたいと考えております。（「知事、都知事選挙に出られたらよかったです。さすがと思いました」と呼ぶ者あり）

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、国際政策の現状と今後の展開についてお答えを申し上げます。

県の国際政策としては、今の知事答弁にもありましたとおり、多文化共生の比重はますます高まっております。県内のあらゆる分野で、既に不可欠な担い手となっている外国人の方々、こういった方々をしっかり意識しまして、例えば、外国人を雇用されている企業向けに、課題をき



め細かく解決する、いわゆるオーダーメイド型の研修を実施いたしましたり、また、日本人と外国人が互いに顔の見える関係をつくることを目的にいたしました。県、それから市町、企業、学校の皆様方、これが連携いたしました。タウンミーティングを開催するといったこともしております。

また、仲間づくり、これは大変重要でございます。こういった点も意識いたしました。日本語教室、これも支援させていただいたり、また、設置の働きかけを実施ということをいたしております。

こうした取組については、引き続き、いわゆるライフステージ、すなわち就業や学習、子育てといった、そういったステージごとの部分を意識したり、また、生活シーンです、これは具体的に言うところ日常生活や職場、学校と、こういったものをしっかり意識いたしました。きめ細かく対応してまいります。

多文化共生社会は、相手国、それから地域との長い信頼関係を土台にいたしました。いわゆる国際親善、交流といったフェーズから、知事の答弁でもありました。外国の実需、ビジネスと、こういったことを取り込んでいく施策、これまで厚みのある施策を行っているからこそ、こういった多文化共生社会は花開くものでございます。

例えば、具体的に申し上げていきますと、先ほど申し上げました実需、ビジネスを取り込むものを中心に申し上げますと、議員御指摘のとおり、タイとの間ではドラマや映画のロケ誘致、これをまず実施いたしました。そしてまた、それをインバウンドの増加にしっかりとつなげていく。さらに、それを流通や文化、スポーツといった各分野に広がっていく、こういったことをやっているわけでございます。

また、オランダを中心にいたしました。アーティストの方やデザイナーの方、こういった方々を、私どもの佐賀県、有田焼の産地で受け入れる、これは「クリエイティブ・レジデンシー・有田」という施策でございます。こういった施策では、言わずもがな、この有田ブランドを世界にしっかりと発信して、佐賀県のプレゼンスの向上に寄与いたしております。

また、海外の先進事例を県施策に取り入れるということも、これは大変重要な取組でございます。例えば、フィンランドのワンストップ子育て支援制度、これはネウボラと申し上げますが、この理念を生かしまして、県の子育て施策の磨き上げにつなげております。

引き続き、人はもとより、その志を大切に。佐賀県ならではの国際政策を加速させてまいります。

私からは以上でございます。

◎種村男女参画・こども局長 登壇 Ⅱ 私からは、共同親権について二点お答えいたします。

まず、離婚後の子供の養育についてですが、これまで単独親権という制度の中で、親子交流が進まないですとか、養育費の支払いが低調といった、そういった課題があったと思います。

こういう中で、子供の利益という観点から様々な検討され、今回の民法等の改正によりまして、離婚後の共同親権という選択肢が追加されたというふうにご認識をしております。

離婚後、共同親権を選択することで、双方の親が子供の健全な成長のために関わり続けることができ、大人の都合でなく子供を中心に考え、父母が協力し合って養育が続けられることで、より一層の親子交流が進

むですとか、養育費など経済面を含め子供の生活が安定するなどの期待の声がございます。

一方、双方の親が良好に協力し合える関係ならいいのですが、そうでない場合も多々ございまして、婚姻中の力関係が反映し、父母の一方が本意ではない共同親権の選択を強いられるおそれですとか、離婚後も子供が父母の紛争や暴力にさらされ続けるおそれ、ひとり親は弁護士相談や裁判所への手続を進める余裕がなく、生活環境が改善できないのではないか、こういった懸念があるということも事実でございまして。

今回、法改正に当たりまして、法制審議会の家族法制部会において、三年にわたり三十七回もの審議が行われております。それで、附帯決議も付されております。それだけ慎重な討議が行われたということだと思っております。共同親権導入に当たりましては、真に子供の利益につながる選択がなされるよう、今後の運用と支援が大事になってくるものと思っております。

続きまして、県としての支援でございまして。

県では、ひとり親家庭サポートセンターに相談窓口を設置し、離婚前の父母、あるいは離婚後のひとり親の方からの相談に応じております。その中には様々な悩みや相談が寄せられております。例えば、配偶者からDVを受けている。親権を取って離婚したいが、どうしたらよいかとか、離婚しようと考えているが、養育費の取り決めはどうしたらよいかとか、離婚後の別居する夫と子の親子交流はどのように取り決めたらよいかとか、こういった相談が寄せられております。

離婚に伴う子供の養育につきましては、様々な懸念や心配があると思えます。共同親権が選択できるようになりますと、さらに新たな相談が

増えることになるのではないかと思っています。支援する側が共同親権について懸念を含めてしっかりと理解をし、相談に対応できるように努めてまいりたいと思えます。

また、住民に身近な市町にも様々な相談があると思えます。離婚後の親子交流や養育費の取り決めに書面で残していくということ、このことについての普及啓発も含め、市町職員への理解促進にも努めていきたいと思えます。

議員からは、親子交流を支援する団体のお話がございました。県東部にあるペアレンティングハウスというんですかね、そういう団体だと思えます。こうした取組も親と子のかけ橋になるとすごく興味深い取組だなとも思っています。

離婚後の親子交流が真に子供の利益になるような、そういった親子をどうサポートできるかにつきまして、先ほどの支援団体とか、そういったところとも意見交換をしてみたいと思っています。

家族一人一人の思いに寄り添い、子供の利益のためには何が最善かをケース・バイ・ケースで考え、市町、関係機関、CSO等と連携し、佐賀県の将来を担う子供たちの骨太で健全な成長につながるような支援に努めてまいります。

私からは以上でございまして。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私には、国と郷土への愛を育む教育についてお尋ねがございました。

初めに、国を愛し、国に誇りを持ったための教育についてでございますが、教育基本法では、教育の目標の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、

国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が掲げられています。

学校におきましては、授業や学校行事などで古くから受け継がれてきた古典、日本書紀、古事記などもあります。日本の文化、季節ごとの行事や自然の様子、四季の美しさ、また、他国の習慣や文化、世界各地で起きている様々な出来事、課題などを学んでいます。

また、議員からお話のございました日本国憲法に定める天皇につきましては、社会の授業で天皇の地位や天皇の国事行為などについて学んでいます。

こうした全体としての学びが、子供たちが日本のよさを知り、感じ、国と郷土を愛することにつながるものと考えております。

次に、郷土愛を育む教育についてでございますが、郷土というのは、子供たちの成長の場でございます。その成長の場を自分自身が知り、好きになることが子供たちの心のよりどころとなり、よりよい成長につながるものと考えております。

教育委員会では、これまで子供たちが郷土愛や地域に誇りを持てるよう、先人の功績やふるさと佐賀のよさを学び、佐賀県民としての誇りと自信の育成を図る「さがを誇りに思う教育」を行っております。

子供たちは郷土や地域について学ぶことを通して、多くの人と触れ合いながら地域のよさを知ると同時に、地域における自分の役割と責任を自覚するようになっていくというふうに思っています。

そうした子供たちが佐賀に生まれてよかったという気持ちを抱いて、佐賀の魅力やすばらしさを自分の言葉で語れるようになってほしいと思っているんですけども、この学校の授業などの学びだけでなく、

周りの大人たちが佐賀に生まれてよかったねとか、佐賀ってここがすごいよねという、そういった言葉のシャワーというのも大事だと思っています。

先生たちと話をすると、やっぱり佐賀の子供のことが好きで、その子供たちのすぐそばにいらっしゃる先生たちというのは、佐賀に関して本当にいろんなことを知っていらっしゃっていて、いろんな引き出しをお持ちです。ですので、時には教科書とか教材を離れて佐賀のここがすごいという御自身の推しというのを語っていただけるとすごい熱量が伝わってきて、子供たちも引き込まれるというふうに思います。でも、佐賀の歴史を語らせたらとか、有明海だったらと、佐賀の地形はといっているんなこと、本当にいっぱいいらっしゃって、いろんな分野でたくさん持っていらっしゃるので、それをぜひ語っていただきたいというふうに思っています。

今後、様々な形で「さがを誇りに思う教育」に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎下田 寛君 登壇 御答弁ありがとうございます。まず要望ですね。共同親権に関して受け止めをありがとうございます。

御答弁にもありましたとおり、これってやっぱり今から始まっていくものであると同時に、今までの文化を変えていきましようというかなり大きな意味合いを持っているものだと認識しています。

だからこそやっぱり様々な相談もあるでしょうし、今、ひとり親家庭サポートセンターのお話がありましたけど、これはあくまで親権を持つた側の話であって、親権を持たなかった側が、じゃ、どこに相談をする

のかとか、そういったことを考えると、恐らく想定以上の様々な取組と  
いうことが今後必要になってくると思っております。

先ほど、今答弁いただいたとおり、やっぱり慎重な議論がとても必要  
になると思っております。また、今後進展が出てくると思しますので、そ  
の際にはまたいろいろと御相談をさせていただきたいと思しますので、よ  
ろしくお願いします。

あと、教育について、甲斐教育長ありがとうございます。あえてな  
ぜこの質問をしたかという点、今回の一般質問等でもたくさん出ていま  
すけれど、これから外国人の方と共生をしていくということが恐らく必  
須になってくる。

先日、久留米の小学校とか視察へ行っただけですけれども、外国の方が  
多過ぎて別室で特別授業をやっているという状況で、今特別支援とか教  
員が足りないと言っていますけど、恐らく今後は英語ができる教員も必  
要になってくる状況というのが目の前に来ている。そんな中で、じゃ、  
日本人としてのアイデンティティーをどう持つのかというのを根っこか  
ら考えていかないと太刀打ちできないという点、そうすることで共存し  
ていけるそういった精神を日本人は持っていると思っておりますので、こ  
この部分というのはぜひとも子供たちに伝えていける教育の在り方とい  
うのは非常に重要になってくると思っておりますので、ここも要望をさせ  
ていただきたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

再質問を二問したいんですけども、高等教育機関について知事から  
いただきました。ありがとうございます。

以前の答弁でもあったんですけど、大学と連携をしている担当がない  
ことに驚いたと、以前の議会でも発言があったと思うんですけど、こ

こなんですよ。やっぱり昨日、徳光議員の質問の中で、コーデイナー  
ターを検討しているというような答弁があつて、画期的だと思いました。  
今答弁にもありましたけど、県下の高等教育機関が県下の高等教育機関  
と連携をして、大学だけじゃなくて、高校、大学がちゃんと連携を行っ  
て地元進学への促進、そして、留学生が多くなるんでしょうけれども、介  
護士の確保と養成の支援、また、保育士や小学校教諭の確保と育成、観  
光IT人材、これは今からのビジョンとして県が求める人材、総じてそ  
ういった方々の育成などを大学と連携して有効な施策を打ち出していく  
ような担当部署をこの際、設置をする方向で整理をしたらどうかと思っ  
ています。

これから四年制大学の設置が相次ぐであろうという大きな佐賀の転換  
期に、個別大学による生き残りではなくて、県が、知事がリーダーシッ  
プを発揮して、高等教育機関と教育界、産業界を結ぶ役割を発信してい  
くというのはいかがでしょうか。

県外流出を止めるチャンスでもありますし、佐賀ならではの可能性を  
大いに発揮するチャンスだと思いますが、いかがでしょうか。知事に質  
問いたします。

それと、国際について、これも知事、そして地域交流部長から御答弁  
いただいております。そこなんですよ。今からどうい  
う方向で進んでいきたいか、その整理をしていくというのは分かったん  
です。ただ、ある国との関係を効率的に進めて効果的に進めて行くため  
には、その国とどのような信頼関係を築きながらお付き合いをさせてい  
ただくのか。その様な領域から全体的に考えていく視点というのが  
当然必要なわけです。これは言うまでもありません。

そこで、知事のというか、佐賀県の武器でもある横串を組織に突き刺して、より長期的な視点やより高い視点で考えていくことというのが必須だと思っています。もちろん、さつき部長から答弁いただきましたが、整理はされるんだと思うんですけども、そこからどうしても県産品のこととか流通貿易とかというのは、担当部じゃないほかの部も横断するわけなんですよね。じゃ、そこはどうするのか、そこは自走していいのかと考えると、そこを包み込んでいく政策というのは私は必要ではないかと思っています。

今後、国際の視点が各部署が当たり前に持つ時代になるだろうと私さつき言いましたけれども、自走は大事なんですけれども、各担当が連携する、その大前提となるような国際戦略の大方針、これを改めて掲げていくということはこれからの佐賀県の国際政策において必要ではないかと思っておりますが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

◎山口知事 登壇Ⅱ下田寛議員の再質問にお答えします。

まず、高等教育機関との連携につきましてお尋ねがございました。

我々、コーディネーターを設けたいという野心的な答弁をさせていただいたと思いますが、これはフィンランドから示唆を受けております。もう一つ示唆を受けたのが、小・中・高との連携が進んでいるということと産業界との連携が深いということです。我々も新しい大学をつくるなら、その連携を深くしたいなというふうに思っておりますし、私の志としてみると、今回は一つのデータサイエンスなどの分野であるんだけれども、いずれはこの連携が深まっていくと、県立大学の母体ができるれば、今ほかの県が学部新設をしているように、例えば、エッセンシャルワーカーに関係するような学部だとか、そういうことで広がるこ

とが、自分たちがその形をつくれれば、ファンクションをつくれれば、広がっていく可能性は十分あると思うんです。なので、まず、この機能をつくって血液の流れをしっかりとつくっていくことに努力を傾注するべきだろうと思っています。

ですので、そういった中で下田議員のお話のあった組織の在り方ということも十分ターゲットになってくると思いますので、今すぐここでというわけではありませんけども、状況に応じてしっかりと対応していきたいと思えます。

二点目の国際政策でございます。

何といっても、私も国際関係をずっとトップ同士でいろいろ大使たちとやっている中で、大事なものはお互いがウイン・ウインでなければいけない、単なる交流だとすれば、相手さんが佐賀県に来てくれません。やはり我々も、そして相手も、お互いを敬意を持って長期的に付き合う価値のある相手だと思っていただけることが何より大事だと思っております。

ですので、確かにおっしゃるように、短期的にどうしても目の前にとに県庁はつつい夢中になって、それ自体も大事なことなんだけれども、そこを長期的に戦略、ただ、その長期的にどうなっていくのかというのはなかなか見通すことはできないんだけれども、その中でも長期戦略を持ちながらやっていって、それにブラッシュアップをかけていくという機能はどのようにつくったらいんだらうなというのは、先ほど答弁したように、私も今まだ模索中なんです。

今回、地域交流部にこの機能を持たせてあります。そして、今、部長は国際人でありますので、部長なりのアイデアがあると思っております、部長から補足させたいと思えます。

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱただいまの国際政策の関係で知事答弁の補足をさせていただきます。

まず冒頭でございますが、私、国際人の端くれというくらいだったら国際人かもしれませんけれども、その思い、志は持って今回の地域交流部長を拝命しているところでございます。

ただ他方で、今、佐賀県の置かれた状況というところが大変重要だと思っております。御案内のとおり、今二十八年ぶりに佐賀県の人口が社会増になっている背景は外国人の増加ということでございます。つまり、今、佐賀県は外国人から選ばれる佐賀県になってきていると、まず、これが大変重要なんだと思います。その背景は、知事答弁にもありましたとおり、この間、佐賀県は皆様方としっかり連携をして、お相手の国や地域との間でしっかりとした長い信頼関係を築いてきたからこそ、佐賀県のプレゼンスというのが海外にもしっかりと認められているということだと思っております。

こうした点を踏まえて、先ほどの知事の答弁にもありましたが、国際情勢というのはその時々によって大変大きく動くわけでありますが、ある意味、そこにぶれないような形で特定の国、地域というところとしっかり連携をしていくということが大変重要なんだと思っております。

さらに、佐賀県の場合は多文化共生を今回、地域交流部に先端の組織として設けたわけでございます。これはこれまでの答弁にもるる申し上げているとおり、いわゆる外国人の方にライフステージや、それから、生活のシーンといったところできめ細かくやっていくということが大変重要なんだというふうに思います。そうした点では佐賀県は先進的にそういった取組を既に始めているところが大変重要だと思っております。

ます。

知事の答弁にもありました。海外の方々、外国人の方々、それから、受け入れるいわゆる日本人の県の住民の方々、お互いにウィン・ウィンの関係で、お互いに佐賀をよりよくしていこうという志の下、施策は進められればというふうに思っております。

それから、最後の組織論のところでございます。県庁内の組織を横断的に横串を刺して国際政策の情報連携や様々な戦略を考えていく組織として、これは議員御案内のとおり、国際戦略本部という組織が庁内にございます。こちらは南里副知事を本部長として機能している組織でございます。申し上げました海外の情勢の変化、国の動きといった、まず、そういったところをしっかりとフォローしつつ、しかし、全庁的に情報共有を図りながら、それぞれの部署がそれぞれの施策にしっかりと落とし込む、ないしそれぞれの部署が情報を得ているものをそこでしっかりと共有する、それを国際政策という名の下でしっかりと連携していくと、こういったタイムリーな施策展開をこの国際戦略本部でやっているわけでございます。

私、地域交流部長として、そういう点では私どもの部内に多文化共生さが推進課、それから、国際政策グループという、この二つの組織が地域交流部に参っています。先頭に立って部員と一丸となってスピード感を持って、また、きめ細やかな国際政策が推進できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎下田 寛君 登壇Ⅱ御答弁ありがとうございます。

国際戦略について、分かるんです、知事と部長が言われたことは分か

るんですけど、この全体の流れでどうなっていくのかというのが分からないんですよ。なので、そこを示していただくことはできないですかというところ。それが僕、今、大方針と言いましたけれども、個別でいろいろ出して、それは個別に小出しをしていただくんでしょうけれども、佐賀県が今どういう流れの中で、どういう国に、全庁的にどういうアプローチをしているのか、そこを知りたいんです。なので、私は大方針という言い方をしましたけれども、そういったビジョンを示していただくことというのは、これは県民にとっても非常に大事なことじゃないかなと思うんですが、この点、いかがでしょうか。

これで再々質問で終わります。

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱ下田議員の再々質問にお答えを申し上げます。

国際政策でございます。

まず、大きな流れということでは、何よりも佐賀県のどういった施策方針の中に国際政策は位置づけられているところと恐らく出発点になるというふうに思います。知事答弁や私の答弁でも触れました外国人と共に暮らす佐賀づくりとか、それから、世界における佐賀のプレゼンスの向上、こういったところは、議員御案内のとおり、令和五年七月に佐賀県が取りまとめました佐賀県の施策方針二〇二三、こちらのほうに位置づけております。ここは生き生きとした自発の地域づくりというタイトルの下、地域づくりから始めまして、観光や情報発信、それから、県民の協働といった項目の中にも国際化というのをしっかり位置づけております。

申し上げますとおり、まさに外国人と、それから県民が共に暮らす

佐賀づくり、これはまさに多文化共生を意識しているわけでございますし、それから、世界における佐賀のプレゼンス向上といったところは、従来からやっている人的交流から始まりまして、ビジネスや実需といったところを意識した人や物の交流といったところを意識しています。

その中に、もう少し具体的にというところが議員の御関心だというふうに思います。

世界における佐賀のプレゼンス向上というところは、知事も私も答弁で、お相手の国や地域と、いわば長期的な信頼関係を醸成すると。それをやる手段として様々な、議員御案内のタイフェスティバルといったイベントや、それから、例えば、C R A ー クリエイティブ・レジデンシー・アリタといった具体的な文化や芸術の交流というところ、こういったものも手段のものになるところとして、どういった国、地域とやっているかということも具体的に例示しております。すなわち、佐賀県の場合はフィンランド、スペイン、オランダ、タイなどと政策的な連携を推進するというところでございます。

したがって、佐賀県として国際化のターゲットとしてこういった国や地域をまずお相手として考えて、そことの間で長期的な信頼関係を醸成し、その手段としては、申し上げますそういった人的な交流イベント、それから、実際のビジネスや実需といったところにひもづいたもの、また、その前提として、これは人と人とのフェイス・トゥ・フェイスの関係が大変重要であります。こういった点では、私も地域交流部の中で日々、例えば、在日の公官といった、国や地域の拠点の方々との長い関係性、これは私が着任する前からずっと長くそういったものもやっているわけでございます。そういった方々は、時に知事のところに表敬をし

ていただいたりといった形で、まさにトップ同士のつながりから、私どもの部でやっているような現場レベルでの顔の見えるお互いの信頼関係というのも構築しているわけでございます。

いずれにいたしましても、こういった対象となる国や地域といったところも意識しつつ、時々国際情勢の変化というところ、ないし、佐賀県がそういった中でどういうふうに置かれているかということも意識しながら、これは申し上げましたとおり、まず、今、佐賀県は外国人の方を選ばれるフェーズにきています。こういったところは大変重要なことだというふうに思います。

申し上げましたように、私は二カ月前に東京から佐賀県に赴任してまいりました。東京は御案内のとおり、大変多くの海外からの観光客で今やあふれているところでございます。しかし、佐賀県もまさに外国人の方から選ばれ、外国人増が日本人の流出を上回る形で社会増になって、これは大変チャンスなんだというふうに私は捉えております。

こういった状況を踏まえて、外国人の方と、それから、佐賀県の県民の方々がお互いに垣根なく、共に佐賀県をよくしていこうということをやっつけていければというふうに考えております。

答弁になつているかどうかというところはございますけれども、（発言する者あり）（「ビジョン、方針は分かりやすいやつをつくってもらったほうがいいんじゃないですか」と下田寛君呼ぶ）恐らくビジョンや方針というところは、これは知事答弁にもありましたけど、やはり時々で大きくその情勢が変わってきますので、国際政策を柔軟にやっっていくということが恐らく重要なんだというふうに私は考えております。

したがって、今、佐賀県で定めているような施策方針といった粒度で、

むしろ柔軟に対応していくというのが今の佐賀県の国際政策のスタイルなんだというふうに承知をしております。

以上でございます。（「いい答弁」と呼ぶ者あり）

◎議長（大場芳博君） 暫時休憩します。

午後零時十五分 休憩



○ 開 議

◎副議長（西久保弘克君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◎古賀和浩君（拍手）登壇。皆さんこんにちは。自由民主党の古賀和浩でございます。

本日は、四問質問をさせてもらいます。午前中の天皇様のお話とか国際化の話とはちよつと違って、すぐくべたな話を質問させていただきませんが、県民のため、しっかり質問させてもらいたいと思います。

一問目は、「未来のさが」を担う教員確保についてです。

教員の確保につきましては、昨日、お二人が質問されました。しかし、私としては重要な問題と思っておりますので、少し掘り下げて質問をさせていただきます。

今回も佐賀県の将来を担ってもらう子供たちのための教育について質問いたします。

未来の佐賀をつくっていく佐賀の子供たちへの教育は未来への投資です。未来への学びの場をつくることは、佐賀の未来をつくることです。

県立大学構想も未来の佐賀の子供たちへの投資です。佐賀の未来のため、議論を深め、検討を進めるべきだと私は思っております。ただ、現在、その大学へつながっている小中学校には様々な問題が存在します。その中に教員の必要な人数確保が難しいという問題があります。

そもそも少子化で子供の数が減っているにもかかわらず、どういう理由で教員の確保が難しい状況に陥っているのか、地元の小中学校に視察に行つてまいりました。中学校においては、通常学級は一クラス四十名で、ほとんどのクラスで二人以上の教員や支援員で教えていらつしやい

ました。また、特別支援学級のクラスも年々増えているとのことです。

小学校においては、今年から全学年一クラス三十五人になりましたが、それでも一クラスを数人で担当されておられました。特別支援学級数は年々増え続け、地元の基山小学校では、特別支援学級数の増加のために教室が足らず、校舎を今年新築しなければならぬような状況になりました。

昭和の時代は、一人の先生がたくさんの生徒を受け持っていました。現在はできるだけ少人数の生徒に対し、一人一人にきめ細かく教えないければなりませんし、さらに特別支援学級も増えております。

ちなみに令和六年で、義務教育学校前期課程を含む佐賀県内の小学校の合計で通常学級数が千五百六十二クラスに対し、特別支援学級数は七百八十一クラス、義務教育学校後期課程を含む中学校では通常学級数が六百三クラスに対し、特別支援学級数は半分の三百二十六クラスとなっております。

このように、全ての子供たちにきめ細かい教育をするために教員確保は重要です。教員採用試験の受験者数はそれほど変わっていない状況で、採用人数を増やさなければならぬ上に団塊の世代の教員が辞められて、このように教員確保が難しくなっております。

教員確保に関しまして、佐賀県教育委員会では様々な取組が行われていることは承知しているところでございます。特に教員採用試験においては様々な工夫をされているにもかかわらず、なかなか受験者数が増えない状況が続いており、現場の先生からは、教員が確保できないことで教育の質が低下するのではないかという懸念の声も聞いております。教員採用試験の受験者数を増やすためには、教員免許を取得する学生が教

員を第一志望にしてもらうような取組が肝要ではないかと考えております。

文部科学省の資料によると、近年、国立の教員養成系の大学や学部の卒業生のうち、六割程度しか教員になっていないそうです。ちなみに佐賀大学の教育学部の卒業生は七割程度が教員になっておられます。これは平均よりは高いものの、さらにこの割合を高めることができないものかと考えております。また、佐賀県から他県に進学した学生が佐賀県で教員として就職してくれないかと思っております。

そこで、次の点について伺います。

教員採用試験の受験者数を増やすための取組についてです。

佐賀県の教育がよりよい方向に向かっていくためにも、教員採用試験の受験者数を増やし、教員を確保していくことは喫緊の課題であると考えます。

そこで、これまで佐賀県の採用試験の受験者数を増やすためにどのような取組をしてきたのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

私は、採用試験の受験者増に向けては、まだまだできることがあるのではないかと考えております。例えば、教員免許の取得を目指す学生さんには、教育実習を受ける前に市町が実施している夏休みの放課後児童クラブの支援員を体験していただき、早くから子供たちに接するという制度を利用してもらうのはどうでしょうか。

また、福岡市では、学生サポーターとして学校でのボランティア活動や学習指導サポートを行う制度などもあります。学生サポーター制度は、福岡県のような大学と協定を結び、サポーターを募集しております。実際写真を見たんですけど、子供たちと一緒に学生さんが学んでいるとい

うような写真をサポーター制度の資料で見させてもらいました。福岡市は、この制度で子供と触れ合い、学校の状況を知り、福岡県の教員採用試験を受験する学生もいると聞いております。佐賀県におきましても、早い段階で学校での体験を積み、教員になりたいと思う学生を増やしてもらいたいと思います。そこで、ひいては教員採用試験の受験者増につながるのではないかと考えております。

現在、佐賀県としましても、佐賀大学や西九州大学の学生さんに対し、同じような学校体験を短期間で募集されているとお聞きしました。五日間ぐらいの体験をされているというふうにお聞きしております。ぜひ他県の大学との連携を図っていただき、佐賀県の教員になってもらいたいと思います。佐賀県の子供たちは素直でよかよという気持ちを伝えていただき、佐賀県に教員を呼び寄せてもらいたいと思っております。

このように学校現場を早く知ることによって、子供を教える大切さなど、教員としての誇りややりがいを見つけることが教員の確保につながるのではないのでしょうか。教育の現場を事前知っておくことは、教員の離職率を下げることもつながっていくのではないかと考えております。

そこで、教員確保に向けた今後の取組についてお伺いいたします。採用試験の受験者数を増やすために、県内大学に通う学生はもちろんのこと、他県で学んでいる学生が佐賀県の教員採用試験を受験するような働きかけも必要となると考えております。今後どのように取り組んでいくかお考えをお伺いいたします。

未来の佐賀県を担ってくれる子供たちのため、誠実で前向きな答弁を教育長よろしくお願いいたします。

次に、問いの二、暮らしを支える地域交通の問題についてであります。今年二月、佐賀市と久留米市を結ぶ国道二百六十四号の路線バス、江見線について、今年十月から運行便数を半減、来年十月一日で廃止を予定している、沿線市町に申し入れをしたとの報道がなされました。

報道されたときに、沿線に住まわれている方から不安の声や、公共交通が届きにくい地域に住まわれている方から佐賀県や市町に対し、このような地域公共交通の問題について支援要望の声が聞こえてきました。通勤通学、買い物や通院、その他の日常生活に欠かすことのできない公共交通がモータリゼーションの進展や大都市や地方都市への人口増加に伴って、特に都市周辺に住んでいらっしゃる方々にとっては大きな問題となっております。

都市周辺の地域に住む人々の暮らしを支えていただいている地域公共交通は、生活の一部であり、なくなつては生活ができない状況に陥り、地域そのものがなくなる可能性もある重要な問題であると考えております。

私の住む基山町でも町内と鳥栖市を結んでいた路線バスが廃止されましたが、町がコミュニティバスを導入され、様々な工夫を重ねながら、支援を受けながら運用をしております。

今回の江見線の路線バスは、佐賀市から神埼市、みやき町を通り、久留米市までの路線ですので、市町単体が民間の事業者と交渉することも難しい状況でございます。ましてや、路線としましてこのような複数の自治体をまたぎ、県境をもまたいでおりますので、ここは佐賀県の役割だと私は思っております。

そこで、まずは認識をお伺いいたします。

佐賀県として路線バス等の地域公共交通をどのように認識しているのでしょうか。

さて、今回質問に至ったのは、今月七日に江見線の沿線市町である佐賀市、神埼市及びみやき町の首長さんが運行継続や廃止時期延期の検討などを求める要望書を提出されたそうですが、廃止予定の理由は運転士不足との回答があったと再び報道されたからです。

私はみやき町などに住んでいらっしゃる方から何とか存続できないかとの相談を受けていましたし、沿線市町の利用者は、住民は大変動揺し、不安を抱いていらっしゃいます。私は議会に来るときは江見線を車で通することもありますが、なじみ深い道路です。鉄道から距離があるにもかかわらず、久留米市との行き来がされている方が多く、江見線を通っている路線バスが重要だと地域の方々からお聞きしておりました。

そこで、私自身、状況を把握するために、先日、朝と夕方、佐賀と久留米を二往復して乗車をして、ちよつとお尻が痛くなつたんですけど、乗降客の状況を調べてきました。

まず、六時十二分の佐賀駅バスセンターを出発、七時二十三分の西鉄久留米駅着の便に乗りました。佐賀市から二名、神埼市から三名、みやき町から二十名と乗車され、二十五名全ての人が久留米市内に行かれました。

次に、七時四十五分発の西鉄久留米駅から佐賀駅バスセンター行きに乗りました。佐賀市内での移動を除いて、延べで十七人利用されていきました。そのうち、みやき町から佐賀市へ七名、神埼市から佐賀市まで八名と、佐賀市への移動が特に多かったです。

次に、十七時十五分、久留米駅から佐賀行き便に乗りました。延べ

三十名利用、その中で久留米からみやき町が十名、久留米から佐賀市が九名、神埼市から佐賀市が六名の移動をされる方が多かったです。

最後に、最終一本前の十九時一分、佐賀から西鉄久留米までの便は、八名佐賀市で乗られ、神埼市とみやき町に三名ずつ降りられ、二名、久留米で降りられました。まさに沿線住民の暮らしの移動手段として利用されていることを実感いたしました。

朝夕の便に乗りました関係で、乗客の皆さんは通勤通学の方が多くいらっしやいました。通勤されている方においては、久留米市など、都市部では車の通勤が禁止となつているところが多く、通勤手段がなくなれば久留米に移住されると思います。学生さんも通学できなくなります。今後それがずっと続くのです。

また、佐賀県東部は久留米の病院に通院などの関係で行き来されている方も多く、昼間はそのような方がたくさん利用されているとお聞きいたします。

このように、この路線がなくなるとなれば、最初に私が言った地域の存続の危機に陥るはずで、絶対にこの路線の交通手段をなくしてはいけません。江見線のバス路線は大切です。江見線——エミ、知事も大切ですよ。ちなみに、基山町のエミューも大切でございます。

とにかく江見線は市町をまたがっている路線であることを踏まえれば、県も関与して対応していかなければ、代替策を検討するものもなかなか難しいのではないかと考えております。

そこで、国道二百六十四号、江見線を運行している路線バスの廃止方針について、佐賀県として今後どのように取り組んでいくお考えがあるのか、地域交流部長にお伺いいたします。

問いの三と問いの四は、県民の命を守る行動についてお伺いいたします。

問いの三、災害に対する県民意識の向上についてであります。今年も六月に入り、十月までの梅雨や集中豪雨や台風などが起きやすい出水期に入りました。九州北部は今年六月十七日と、例年より遅い梅雨入りとなり、今年の梅雨は短期集中型と言われ、大雨対策が重要になってきます。

先日、五月二十三日、基山町の防災パトロールにオブザーバーとして参加をいたしました。過去に災害が発生した場所やレッドゾーンを見て回って、ハード的に防災施設が完成しているか、対策がきちんと取られているかどうかを点検して回りました。ただ、災害は想定どおりに起こらないことを考え、避難などの備えが重要だと感じました。

そのとき、過去の教訓を学ぶために同行させてもらった、昨年十二月に三養基郡消防協会の東北視察で聞いた備災という言葉を出しました。災害に備えるということで備災。その視察で南三陸町を訪れる機会があり、震災遺構を巡りました。南三陸町は、あの最後まで住民避難の呼びかけを続けた職員さんが津波にのまれた役場があるところでございます。その南三陸町では語り部の方からお話を聞くこともできました。語り部さんから当時のお話もお聞きしましたが、災害を完全に防ぐことはできないので、防災も大切だが、災害に備える備災が重要であるというふうにお伺いをいたしました。改めて日頃からの災害の備えは欠かすことができないものと感じました。

また、つい先日、山口大学の大学院の准教授であり、消防大学の客員教授である瀧本先生の講習会を基山町のけやき台地区で受けました。

けやき台地区が想定される災害は地震でした。それも地震が起きた後想定される自分自身の行動のための備え、いわゆる平時の活動についてどうしましょうかということでした。改めて災害に備える個人個人の意識、いわゆる備災意識を向上させることが佐賀県民の安全に直結すると感じております。

そこで、次の点について伺いいたします。

災害に対する県民意識向上の取組についてです。

災害に備えるためには、県民一人一人が災害に対する意識をしつかりと持つてもらったことが重要であると思いますが、県はこれまでどのような取組を行ってきたのでしょうか、危機管理・報道局長にお伺いいたします。

現在、佐賀県では、様々な訓練や関係機関との連携、また、地域防災リーダーに対し、講習やフォローアップ講座など、共助的な動きを促し、自助へ導くような取組をされています。私はこの共助への働きは行政として積極的に行うべきであり、さらに自助へつないでいくことが重要だと考えております。共助活動の中で、昨年、基山町の防災リーダーの方が全国の自主防災研修に行かれたときの話を御紹介いたします。

基山町の方の隣に座られたのは福井県の防災リーダーの方でした。おしゃべりをしたとき、福井県の方が、うちは三十年間避難訓練など防災訓練を実施しているけど、全く災害がないからやめようかという意見も出ていますが、何とか継続をしていますと言われたそうです。そのことを基山町の方が一月一日の能登半島地震のときに思い出して連絡をされたらつながりまして、福井県の方が、結構揺れて壊れた部分もあったけど、訓練のおかげで一人一人が自覚して避難したおかげで人が人とかは

最小限にとどまったよと答えられて、やっぱり継続は力なり、備えあれば憂いなしの言葉を二人でかみしめて無事を喜び合ったという話をされていきました。

このように、共助から自助を促すことは大変ですが、岡山県では自分の命は自分で守るという意識の向上を図るほかにはないような新たな取組をされております。

そこで、今後の取組について伺いいたします。

岡山県では、自然災害の知識や自分で考えた災害時の行動計画を書き込むことができる「おかやま備災手帳」を作成し配布していると聞いております。私はこの取組は意識向上や日頃からの備えに大変有効な手段と考えております。

ここで提案ですが、手帳といえば、県民手帳、私は肌身離さず県民手帳を持っております。私はこの県民手帳に防災意識が向上するような、例えば、防災マイタイムラインが書けるような工夫でもしていただければと考えております。それも踏まえまして、県民の防災、備災意識の向上のため、県は今後どのように取り組んでいくのでしょうか、危機管理・報道局長にお伺いいたします。

次に、最後問四、車両速度抑制による交通事故対策についてであります。

五月三十日の報道によると、警察庁が生活道路を対象として想定した一般道路法定速度について、現行の時速六十キロから三十キロに引き下げる道交法施行令の改正を取りまとめ、二〇二六年、再来年ですね、九月から実施を目指して現在パブリックコメントを募集中とのことですが、生活道路とは、その地域に生活する人が住宅などから主要な道路に出

るまでに利用する道のこと、一般的には中央線がなく、道路幅が五・五メートル未満の道路と言われていますが、この改正の目的は、生活道路を走る車の速度を落として歩行者と車の交通事故を減らすためであり、ます。

全国的には交通事故死者数は、令和五年に八年ぶりに増加したものの、ここ数年、二千六百人台で推移し、平成二十五年前後の四千人オーバーからは減っていますが、死者数の三六％を歩行者が占め、自動車乗車中の死者数も三一％あります。よって、車のスピードを落とすことは交通事故死者数を減らすことにつながると考えております。

さて、佐賀県に目を移しますと、佐賀県内の交通情勢は、県や警察をはじめ、関係機関・団体の取組により、昨年の人身交通事故発生件数も前年比で減少し、また、交通事故死者数も十三人と、佐賀県統計史上最少、全国でも最少の数字となりました。しかし、本年に入り、人身交通事故発生件数は減少となっておりますが、交通死亡事故は多発しており、現時点で既に九名の尊い命が交通事故により亡くなられていらっしやいます。特に交通死亡事故につながりやすい歩行者と車両の交通事故は、昨年は四名の方がお亡くなりになり、本年も三名の方がお亡くなりになっております。よって、佐賀県でも道交法施行令が改正されることにかかわらず、これらの交通死亡事故を抑止するために、車両のスピードを抑制させる交通規制や交通指導取り締まりなどの対策を強力に進めていく必要があると私は考えております。

そこで、警察の取組についてお伺いいたします。

車両速度抑制のための交通規制や交通指導取り締まりなど、交通事故の防止に向け、どのように取り組んでいくのでしょうか、警察本部長に

お伺いいたします。

さて、車のスピードを落とさせるために既に全国的に百九十二カ所の「ゾーン30プラス」を設定されています。佐賀県も昨年には江北町で設定され、今年は佐賀市において設定されています。

この「ゾーン30プラス」とは、車の速度を設定されたゾーンで時速三十キロ以下に規制することに加え、物理的なデバイスを使って車のスピードを落とすことです。

ちょうど今月の三日に佐賀市城内地区において二カ所にスムーズ横断歩道を設置すると発表されました。佐賀県としてはこれからこれらの物理的デバイスを設置する市町に対し補助制度を開始しており、各市町も積極的にこの制度を活用して生活道路における車のスピードを落として交通事故を減らす努力を続けてもらいたいと思います。

さらに、法定速度を六十キロから三十キロへ道交法施行令の改正と大々的に報道されましたが、私はドライバーに対してこのことを広報することが最も大切だと思っております。生活道路を走る自動車の速度を落とさなければいけないと広報を行い、ドライバーが自覚しないと事故は減りません。

私としては、飲酒運転並みに大々的な広報、例えば、佐賀県でいえば「よかろうもん運転」のコマースシャルを打つとか、そういう広報を今後打つべきだと思っております。

今回の規制がどのようになるのかはまだ分からない部分も多いのですが、現在行われている速度規制に加え、物理的デバイスを併せて整備していくことが車両の速度抑制対策には肝要ではないかと考えております。よって、県の取組についてお伺いします。

令和六年度から開始している、ハンプやスムーズ横断歩道など、物理的デバイスを設置する市町に対しての補助の現在の状況はどのようなになっているのでしょうか。さらに、車両速度抑制のためのハンプやスムーズ横断歩道など、物理的デバイスの設置による交通事故防止に向けてどのように取り組んでいくのでしょうか、県民環境部長にお伺いいたします。

スピード出してもよかろうもんはだめ、命を守る強い思いで答弁をお願いいたします。

以上四問、前向きな答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

◎引馬地域交流部長 登壇 古賀和浩議員の御質問にお答えいたします。

私からは、地域公共交通に関して大きく二点お答えを申し上げます。

地域公共交通でございますが、住民の暮らしを支えるとともに、観光客など来訪者との交流を促すなど、まちづくりや地域づくりの重要な基盤でございます。そうした地域公共交通の中でも、例えば、路線バスは地域住民にとって身近で、暮らしの移動手段として必要不可欠なものであります。

しかしながら、路線バスの利用は、県内ではピーク時と比べ約八五％減少し、それを背景に減収が続く、バス事業者の経営は苦しい状況にございます。加えて、運転士は、県内で令和元年から令和五年にかけ約一〇％減少をいたしております。さらに、本年四月から時間外労働の上限規制などが適用される、いわゆる二〇二四年問題によりまして、全国では路線を維持できないケースも出てきています。

私どもとしましては、地域公共交通、これをどのように維持、確保し

ていくのか、重要な課題であると認識をいたしております。

次に、江見線廃止に対する県の取組方針についてであります。今年二月にバス事業者から運転士不足に起因する廃止の申し入れがありました。具体的には、段階的な減便と、それから、令和七年十月に廃止するという意向でございます。

これを受けまして、県では、沿線市町に呼びかけをいたしまして、本路線の利用実態調査を実施いたしました。この実態調査の結果でございますが、通勤や通学、買い物、通院といった日常的な利用が全体の約六五％を占めていること。また、そのうち約五〇％が廃止後の代替手段がないという結果ございました。

その後、その調査結果を踏まえまして、県内沿線市町であります、バス事業者に対しまして、まず運行回数半減に当たりましては、利用者の方々への影響を最小限にとどめたダイヤとすること。そして、運行継続といった要望を実施されておられます。

引き続き県といたしましても、沿線市町やバス事業者としっかり連携をいたしまして、この問題に取り組んでまいりたいというふうにご検討しております。

そもそも路線バスに限らず、いわゆるコミュニティバス、これは相互に補完できるわけでありますが、こういったものも含めまして、地域公共交通全体で考えますと、やはり暮らしの移動手段として必要不可欠なものであるわけです。

まず、路線バスにつきましては、これまで事業者さんに対しては、国や市町とともに運行に係る財政支援、こちらを行っております。

また、運転士確保の問題に関しましては、交通事業者や業界団体が行

う女性の運転士の方々の受け入れのためのいわゆる事務所の改修、それから、会社の説明会の開催といった支援も行っております。

また、コミュニティーバスなどにつきましても、これは市町とともにしっかりとやっていくわけですが、地域に入りまして、地域の実情ニーズを把握したり、先行事例の紹介などを行っております。また、実際に運行となりますと、その初期費用、こちらについても補助をするということをやっております。

このように、地域公共交通全体で考えますと、いわゆる高齢化・核家族化の進行などを背景に、その役割は今後ますます高まると考えます。乗って支えるということにつきまして、より多くの方々に自分ごととして考えていただき、また乗るという行動につなげていただくということがやはり必要だというふうに思います。

江見線の問題も含めまして、引き続きバス事業者や市町、それから、地域の住民の方々などしっかりと連携をいたしまして、いかに公共交通の利便性を向上させるのか、また、持続可能な地域公共交通としていくのか、しっかりと向き合ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ 私からは、今年度に開始したハンプなどの物理的デバイスを設置する市町に対しての補助事業の現在の状況、それから、今後の取組についてお答えいたします。

生活道路は、一般的に地域住民が通勤、通学、買い物など、日常生活で利用する道路で、歩行者や自転車の通行が多いという一方で、道路幅が狭かったり、住宅の塀などで交差点の見通しが悪かったり、あるいは幹線道路の抜け道として使われこともあります。こういった厳しい環境

にあるということです。

このような状況から、他の道路と比べて、歩行者や自転車が事故に巻き込まれる割合が約一・八倍高いというデータもあります。こうした生活道路の安全対策の強化を図りたいと考えております。

車の速度が時速三十キロ以下の場合には、それ以上のスピードで歩行者と衝突したときに比べ、致死率が四分の一まで低減するということや、ハンプを設置すると自動車の速度が約二〇％減少する、あるいは急ブレーキの回数も半減したといったデータもございます。こうしたことから、ハンプなど物理的デバイスの整備を進めたいと考えており、今年度から市町への補助事業に取り組むこととしたものでございます。

現在の補助申請の状況としましては、先ほど古賀議員のほうからありました佐賀市が現在、その申請の準備を進められているというふうに聞いています。このほかにも、三つの市町が申請の検討をされているという状況でございます。

このハンプの設置については、実は車両の走行時の騒音、振動による不快さとか不便さ、そういった理由から、本来恩恵を受けるはずの地域の住民のほうから不安の声が上がるといったこともあると聞いております。

しかしながら、この事業の実施によりまして、少しでも物理的デバイスの設置が進み、車両の速度抑制に高い効果があることや、最近の物理的デバイスは改良が進んでおりまして、周辺の騒音や振動も軽減されているといったことを体験、実感していただき、そして、これをモデルとして県内各地に理解が広まって、さらなる設置促進につながっていくということを期待しております。



また、広報・啓発という面においても、生活道路を走行する場合にスピードを抑えることや、車の速度が三十キロ以下で死亡につながる事故を大きく減らせること、こういったことについて県民、特にドライバーに強く訴えていきたいと考えております。

県民への訴えかけとして、現在、交通マナーの妖精「マニャー」が各地に出向き、また、SNSをはじめ、いろんな媒体で交通安全を呼びかけております。愛らしい姿で大人気です。時には陽気に、時には物すごく悲しげに訴えて、ぐっとくるような場面もございます。猫ではない妖精「マニャー」の力も最大限に借りながら、県民への訴えかけを進めていきたいと考えております。

交通事故を減らしたい、事故で亡くなる人をなくしたい、そうしたいから始めた「SAGAブループロジェクト」、スタートしてから六年、この間、事故の件数も亡くなる方も着実に減少しております。引き続き交通事故による死者を出さないという強い気持ちを持って、交通事故防止対策に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎野田危機管理・報道局長 登壇 Ⅱ 私からは、災害に対する県民意識の向上の取組について二点お答えいたします。

まず、これまでの取組についてです。

議員からお話がありました。災害への備えはとても大切なことだと認識しております。県民お一人お一人の災害への意識を高めていくため、県では令和二年から三年かけて、「災害に備えを」と題しまして、毎年一本ずつ、計三本作成しました県民向けの啓発用アニメ動画をYouTubeですとか、XなどのSNSを用いて発信し、啓発を行ってまい

りました。

また、地域に残る過去の災害遺産、例えば、神社などに残る、何年の水害で水がここまで来たという記録ですとか、河川敷にある、いついつの水害で亡くなった方の慰霊碑などについて、その由来をひもとき、そこから得られた教訓を伝えていくことも非常に大事なことです。そこで、県内に残る災害遺産を紹介した冊子「伝えよう佐賀の災害歴史遺産」を作成し、毎年、新しく五年生になった子供たち全員に配布しています。

加えて、いざというときの避難に役立つ情報、浸水や道路通行止め情報などを地図上でリアルタイムに見ることができるようスマホアプリ「防災ネットあんあん」も昨年四月のリリース以降、随時内容を充実させてきているところです。このほか、毎年出水期前には「県民だより」やテレビ、ラジオなどを活用し、広く災害への備えを呼びかけるといったことも行っております。

こうした個人々々に向けた啓発、広報活動に加え、地域の防災力を高めるため、自主防災組織の核となる人材、地域防災リーダーを育成し、自主防災組織の力を底上げしていく取組も進めております。これらの取組を総合的に進めることで、県民の災害への意識の向上に努めているところです。

続きまして、今後の取組についてお答えいたします。

先ほど述べました各種啓発活動や地域防災リーダーの育成に加えまして、これからは地域防災の要となる自主防災組織の力を底上げし、そこから地域の方々お一人お一人の防災の取組へと広げていく事業に特に重点を置き、取組を進めていくこととしております。具体的には、地域防災リーダーを支援するために実施しているフォローアップ講座について、

その開催回数を増やし、県内各地で巡回開催することで、より参加しやすくなるよう見直しを加えたところです。これにより、リーダーの活動をさらに後押ししていきたいと考えております。

そして、地域によって濃淡がある自主防災組織の活動を活性化させていくため、佐賀災害支援プラットフォーム―SPFと連携した取組にも力を入れていくこととしております。SPFでは、これまで全国各地で災害対応や災害支援に当たってこられており、様々な知見やノウハウを持っておられます。その知見やノウハウを県内全域の自主防災組織に広め、そこから地域の方々の防災、備災への取組へと広げていく、地域の防災力を高めていく、そういった取組を昨年度から開始しております。これらの取組を強化していくことで、県民お一人お一人の災害への意識の向上を図ってまいります。

先ほど議員から「おかやま備災手帳」の取組や県民手帳へのマイタイムラインの掲載について御提案がございました。県民手帳につきましては、マイタイムラインを掲載する方向で早速調整を始めていと考えております。

災害から命を守るためには、県民お一人お一人にまずは自らの命は自ら守るという意識を持っていただくことが何より重要です。御提案いただきました内容を含め、県民の防災、備災意識の向上に、より効果的な手法がないか研究を進め、今後の取組につなげてまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、未来の佐賀を担う教員確保についてお答えをいたします。

初めに、教員採用試験の受験者数を増やすためのこれまでの取組につ

いてでございます。

教員の確保は重要な課題でありまして、県教育委員会ではこれまで、採用試験の改革や教員の魅力発信などを行ってまいりました。採用試験の改革としては、受験年齢制限の撤廃、UJインターなど即戦力人材確保のための制度改善、受験機会の複数化、大学院や大学院推薦枠の拡大など様々な工夫を行ってまいりました。

教員の魅力発信については、教員インタビュー動画などを多様な媒体で情報発信したり、無料通話アプリを活用した双方向でのやり取りなどを行っております。また、県内の大学において、現職教員による講話も行ってまいります。その生の声を聞いたり、直接質問したりすることで、教員の仕事を具体的にイメージする場となっております。

また、議員から御紹介がありましたように、佐賀大学や西九州大学とも連携して、教員志望の学生の皆さんに学校の現場で様々な教育活動を体験してもらう学校支援活動にも取り組んでいます。具体的には、学生が県内の学校で学習指導や運動会などの学校行事の補助、休み時間の遊び相手ですとか給食時間の補助といったことを行うことで、早い段階で学校現場を知り、体験することができています。教員として働く意欲や志を高めることにつながっているものと考えています。

このような経験は、佐賀県の教員として働く魅力を感じることにつながり、他県から佐賀県の大学に進学した学生が佐賀県の教員になることを目指すような事例というのも多くあると聞いています。

次に、教員確保に向けた今後の取組ですけれども、大学生を対象とした教員確保においては、県内はもとより、近県の大学の就職担当課との連絡調整をより一層図りながら、情報発信、魅力発信を行っていくこと

が必要です。今後の取組においては、採用試験説明会を各大学の窓口と調整し、教員学部だけでなく、教員免許を取得する文学部や理学部、工学部などの他学部の学生や、一、二年生にも呼びかけて、佐賀県で教員になることの魅力を広く知ってもらいたいと考えています。

また、大学三年生チャレンジ受験を今度始めたんですけれども、こちらの合格者を次年度の第二次試験の受験に確実につなげていきたいと考えておりました、メールやSNSを活用した情報提供ですとか、学校見学会など行いまして、教員の魅力に触れる機会をつくっていききたいと思っております。

また、他県からの受験者を増やすため、春と秋に九州各県の大学を訪問して、採用試験についても対面による説明を行うなど、県内のみならず、他県へ進学した学生に向けて働きかけを行っているところですが、子ども、今後はこれに加えて、議員から御提案がありました、他県の大学に在学している学生が早い段階から佐賀県内の学校現場を知り、体験できるといった仕組みについてもつくることができればというふうに思っています。まずは福岡県とか長崎県内の大学生を中心に、佐賀県内の学校で学校体験活動が行われるようにできないか、実現に向けて検討していきたいと考えております。

教員として働くことの魅力、佐賀県で働くことのよさをしっかりと伝えていくことで、「未来のさが」を担う人材を確保し、本県が目指す全ての子供を大切に育て、きめ細かな教育の実現につなげてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎長村警察本部長 登壇Ⅱ御質問のうち、車両速度抑制による交通事故

対策について、警察の取組をお答え申し上げます。

本年五月末現在、県内の人身交通事故の発生件数は千七十九件で、前年同期比でマイナス二百四十三件と減少しておりますものの、交通事故死者数は、先ほど御指摘のとおり昨日現在九人で、昨年比でプラス六人と大幅に増加し、厳しい状況になっております。

交通事故死者数の多くを占める歩行者事故の防止は、交通死亡事故を抑制する上で特に重要と認識しており、車両対歩行者の交通事故では、衝突時の車両の速度が時速三十キロメートルを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇すると言われております。

こうしたことから、交通事故の抑止や交通事故発生時の被害軽減を図るためには適切な速度規制を実施し、交通指導取り締まり、交通安全教育、そして情報発信等によりこれを遵守させるという総合的な速度管理が重要と考えております。

県警察では、県警全体の指針である佐賀県警察速度管理指針や、各警察署ごとに速度取り締まり指針を策定しております、これを県警のホームページ上で公表して、速度を抑制するための各種対策を推進しております。

まず、速度規制につきましては、基本的に交通事故の発生状況ですとか、付近住民の方の要望を踏まえて必要に応じて実施しております。また、道路の改良ですとか、交通量の変化等により規制速度と実勢速度が乖離している場合には、住民の理解を得ながら適宜見直しも行ってまいります。

生活道路では、歩道と車道の区別がないところも多く、そのような道路を車両が高速度で通行することは重大事故につながる可能性が高いと

考えております。

このため、そうした問題意識の下、小学校周辺や住宅外のうち、住民の要望を受け合意形成が図られた地区では、市町や道路管理者と連携して、区域全体を時速三十キロメートルに規制する、いわゆる「ゾーン30」を実施しております。

さらに、先ほど御紹介しましたが、物理的に速度を出しにくい道路構造にすることが速度抑制に効果的であることから、「ゾーン30」と道路管理者が設置するスムーズ横断歩道や、ハンブ等の物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備にも積極的に参画しております。

次に、交通指導取り締まりについては、事故多発路線や住民からの要望を受けた路線などで実施しております。取り締まり場所の確保が困難な生活道路や通学路、抜け道等の狭い道路では、可搬式速度違反自動取締装置を活用して取り締まりを実施しております。

ただいま御紹介した、こうした速度規制ですとか交通指導取り締まりに加えて、パトカーによる警戒活動やミニ検問、そして、県や市町、関係団体や交通ボランティアの方々と共に働いた街頭活動を通じて、規制速度の遵守を呼びかける取組を実施しておりますほか、事業者に対しても安全運転管理者による安全教育を徹底するよう働きかけを行っております。

冒頭申し上げましたとおり、今年に入って県内では既に九人の方が交通事故で亡くなっているほか、減少しているとは申せ、いまだ多くの人身交通事故が発生しております。

警察本部長として、悲惨な交通事故が発生するたび、速度規制のみな

らず、様々な交通ルールの遵守、そして、ドライバーの緊張感の保持などの重要性を強く意識しております。

交通事故は、県民の安全・安心を阻害する最も身近な出来事の一つであり、警察として交通事故抑止のためにできること、するべきことを強力に推進し、被害者はもちろん加害者も出さない、安全・安心を実感できる佐賀県のためにしっかり取り組む所存でありますので、こうした取組に対し、県民の皆様の御理解をいただくよう、こうしたこともお願いしたいと思っております。

以上でございます。

◎田中秀和君（拍手）登壇 皆さんお疲れさまです。私は自由民主党の、名前を田中秀和と申します。よろしくお願いいたします。

今回は六項目について、その中で、三項目は国の連携による施策の展開についての課題、残りの三項目は佐賀県の事業推進に向けた課題について通告しております。昨日来、議論になった項目もありますが、執行部におかれましては丁寧な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず一項目めの、原子力政策に係る国への政策提案についてお伺いをいたします。

佐賀県は、令和六年五月三十日に政府に対して政策提案を行われたところですが、その提案の一つとして、原子力政策の責任ある実施があり、原子力発電所立地県として、知事自ら原子力発電政策に対する国の説明責任に関することや、核燃料サイクルの技術確立などについて提案されています。

この原子力政策の責任ある実施の政策提案は、これまでも行われてきましたが、玄海町が高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査

を受け入れたことを受けて、新たに高レベル放射性廃棄物の最終処分場を含めた原子力の利用に伴う負担について、国全体で分かち合うようにすることという項目が追加されたと思います。

私としても、発電所から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定を含む原子力をめぐる諸問題は全国的な課題であり、原子力発電立地域ばかりに負担を強いるものではないと考えています。

また、玄海町における文献調査が開始されたことを受け、唐津市長は風評被害で周辺地域の経済や交流に負の連鎖が起きることを懸念している。これらの課題に国は責任を持って取り組んでほしいと唐津市議会の一般質問で答弁されたという報道もあります。これからの調査の進展が大変気になるところであります。

そういった中に県は六月十三日、特定放射性廃棄物の最終処分に係る法律第四条第五項に基づいて行われる知事及び玄海町長の意思に反して、概要調査選定を行わないことなどを経済産業大臣へ申し入れられています。これまでの知事の発言を明確にされたと受け止めます。

そこで、昨日の質問に重なる点もありますが、次の三点についてお伺いいたします。

一点目です。提案内容に込めた知事の思いについてです。

今年度から新たに「原子力の利用に伴う負担については、国全体で分かち合うようにすること」という文章を追加されましたが、こういった考えで追加されたのか、知事にお伺いをいたします。

二点目に、エネルギー政策における佐賀県の貢献についてです。

知事はこれまで、佐賀県はエネルギー政策に関して大きな貢献を果たしてきたと述べられていますが、大きな貢献とはどのようなことを意味

し、どういう考えで貢献してきたのか、知事の思いをお伺いします。

三点目です。玄海町の文献調査開始と概要調査についてです。

先ほども言いましたように、様々な周辺自治体の首長の意思が報道などで聞こえている中で、玄海町で文献調査が開始されたことに対する知事の受け止めをお伺いします。

また、昨日の質問と同じになりますが、仮に玄海町が概要調査地点に選定された場合、知事はどのように判断するのかお伺いをいたします。

二項目めの沖縄県先島諸島からの避難住民の受け入れについてお伺いをいたします。

今年三日、熊本市で開催された九州地方知事会において、林官房長官がオンラインで会議に参加され、国が武力攻撃予測事態を認定した際に、国から沖縄県先島諸島五市町村の住民約十二万人の避難先として九州・山口を考えていることや、避難元の五市町村と避難先となる県のマッチングが案として示され、九州各県は国の取組に協力していくことになったと聞いております。

しかし、これまでの報道の中には、この避難計画は実効性に乏しいという声や、対象住民から島外避難に対する批判もあると言われています。私の周りにも沖縄県出身者がおられ、その方からこの避難計画はどのようなものになるかと不安の声も聞いているところでもあります。

また、知事提案説明で、林官房長官をはじめ国に対して、激動する国際情勢の中、台湾有事のみならず、朝鮮半島有事なども考慮する必要があるのではないか、国外から九州に多くの避難民が流入することへの対応などについてもさらに検討を進めることを要請したと提案され、知事が国民保護に取り組む考えを改めて知り得たところでもあります。

そこで、九州知事会での協力要請を受け、実効性のある避難計画になるよう取り組んでいただきたいという考えで次の二点についてお伺いいたします。

まず、一点目です。知事の見解についてです。

九州各県の知事は沖縄県五市町村の住民避難の受け入れに協力することを表明されたと聞いておりますが、この受け入れに当たった知事の見解をお伺いいたします。

二点目です。初期的計画の作成についてです。

避難住民受け入れに当たって、輸送手段や宿泊施設の確保に関する計画、いわゆる初期的計画を来年二月までに作成すると聞いています。国の考えでは、沖縄県先島から九州各県への移動については、航空機や船舶を使用し、航空機では鹿児島空港と福岡空港を経由して各県へ移動することとなっております。しかしながら、私は、九州各県には空港があるため、それぞれの空港へ直行便を飛ばす方法が効果的な避難につながるかと考えており、また、障害者や重病者の避難方法などについても、初期的計画の作成に当たっては、今後このような点も配慮が必要ではないかと考えています。

そこで、初期的計画作成に関し、県では今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

三項目めのアフリカ豚熱の防疫対策についてお伺いいたします。

六月六日、私の地元唐津市において捕獲された野生イノシシから、九州で初めてとなる豚熱の感染が確認されました。昨日の野田議員の質疑でもありましたとおり、県では発生を受けて、同日直ちに佐賀県豚熱対策本部を立ち上げるとともに、翌週の六月十三日、十四日には、野生イ

ノシシに対する経口ワクチンの散布を実施されました。

このように今回迅速に対応できたのは、県、市町、猟友会などの関係機関が一丸となり、あらかじめ経口ワクチン散布のための協議会の設立や経口ワクチン散布演習の実施など、万一の発生に備えて準備を進めてきたためであり、改めて事前の備えが重要と感じたところです。併せて佐賀県と唐津市、そして、猟友会を中心とした協議会のさらなる連携強化が大切であると実感したわけであります。

まだ今後もウイルスの拡散防止及び監視は続きますので、県、市町の職員をはじめ関係の皆様には、大変ですが、拡散防止活動を終息までよろしく願います。

一方で、韓国釜山では豚熱よりも感染力が強く致死率が高いとされているアフリカ豚熱が野生イノシシで確認されたと聞いております。韓国の釜山といえば、本当に近い国であり、新型コロナウイルス感染症から第五類に移行し、インバウンドも回復してきている中、アフリカ豚熱ウイルスの国内への侵入リスクが増大しており、いつ、国内、いや、九州で発生してもおかしくない状況であると強い危機感を抱いていますし、関係者の中でも水際対策の強化が言われております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。  
一点目です。アフリカ豚熱ウイルスの国内への侵入防止対策についてです。

アフリカ豚熱ウイルスの国内への侵入防止のため、現在、国や県ではどのような対策に取り組んでいるのかお伺いいたします。

二点目です。アフリカ豚熱が県内で発生した場合への備えについてです。

万が一、県内の養豚農家や野生イノシシにおいてアフリカ豚熱が発生した場合に備え、県ではどのような取組を進めているのかお伺いをいたします。

次に、四項目めの県立大学についてお伺いいたします。

県立大学については、本年一月に「県立大学基本構想」が策定され議会に報告があり、それから、いわゆる具体化プログラムとして具体的な検討がこれまで進んできたと認識しています。

その中で立教大学の山口教授をはじめとする三人のメンバーから成る専門家チームが立ち上がり、議論、検討を進められてきました。その議論の状況について執行部から私どもに毎月専門家チームの活動状況についてお知らせとしてメールで報告を受けているところでもあります。

その報告書を見てみますと、教育方針や経営方針、施設機能などについて議論がされていて、県立大学設置に向け、多岐にわたる分野において議論がなされ、具体的な検討が進んでいるんだなということを感じています。

私はこの具体化プログラムによる具体化の検討について、大変注目をしていました。具体的な大学の姿を形成するには専門家による議論が必要であり、大いに期待をしていました。なぜかという点、昨年十一月に具体化プログラムに関する予算は、議会での熱心な議論において、産みの苦しみで議決なされた予算だからです。その大切な予算の執行により、県民の皆さんに佐賀県が目指す県立大学の姿をきちんと伝えることとなるし、その大学の姿を見ることで県民の皆さんの判断にもつながるものだと確信したからです。そして、それを受けて、議会が最終判断することになると思っております。

そこで、これまでの専門家チームの議論を受け、今後どのように進めていくのかという視点で、次の点についてお尋ねいたします。

一点目です。専門家チームの活動及び「教育方針の基本的な考え方（案）」に対する知事の評価についてです。

山口知事も期待されているであろう専門家チームでの議論がスタートし、様々な検討が進んできました。また、その専門家チームが中心となり、先週、「教育方針の基本的な考え方（案）」を取りまとめられました。育成する人材に関すること、教育内容・方法に関すること、入学生の受け入れに関することなどが記載されており、県立大学の教育がイメージできるものとなっています。

これまでの専門家チームの活動に対してどう評価しているのか。この「教育方針の基本的な考え方（案）」への評価も併せ、知事にお尋ねします。

二点目です。専門家チームメンバーによる周知についてです。

専門家チームリーダーである山口教授をさきの二月議会の高等教育機関問題対策等特別委員会にお招きし、県立大学の設置検討に関する質疑を行ったところです。お話を聞くことにより、先生のお人柄もよく分かったし、県立大学の設置検討に対する姿勢や並々ならぬ意欲を感じ取ったところでもあります。

このように私は山口教授の話を直接聞いているし、それから専門家チームの活動状況の報告を読ませていただきましたので、そのようなこともあり、専門家チームでの議論については想像がつくところでもあります。しかし、ユーチューブなどで配信されているとはいえ、残念ながら多くの県民の方が特別委員会の様子を御覧になっただけでもないし、

なかなか議論の取りまとめである「教育方針の基本的な考え方(案)」を見るだけでは専門家チームの活動内容、議論の内容が伝わらない。強いて言えば、分からない方もいらっしゃると思います。

そこで、専門家チームのメンバーが直接県民の皆さんに話をするような機会もつくっていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

三点目です。県内各市町の理解促進についてです。

県立大学構想を掲げられた際に十三の市町が賛意を示し、県立大学設置の要望を県にされたと聞いています。このように多くの市町が県立大学設置に興味を持っている状況であるのは間違いありません。当時は県立大学構想が発表されたばかりで、市町にとってみれば場所の誘致に乗り遅れてはいけなないと考えて次々に手を挙げられたところもあるかもしれません。

今回、施設機能の考え方の中には、施設整備のコンセプト、方向性も示されています。県立大学の設置の検討を進めていく上では、この「教育方針の基本的な考え方(案)」をはじめ、専門家チームが検討を経て決めていった内容を県内の各市町に共有し、理解を得ながら進めていくことが大切だと考えています。

そして昨日、知事は、場所についてはできれば七月中に決められればとの答弁をされました。いよいよ場所が決まるとなれば、それぞれの市町の期待感もさらに高まると思われます。場所については、どこかにメインキャンパスが決まったとしても、県立大学の学びは県内全域で行われるものであり、市町には学びの場づくりにぜひ協力してほしいとの県の考えを県内の市町に共有し、理解を得ていくことが大切だと考えております。県内市町に理解をいただくため、どのように取り組んでいくの

かお伺いいたします。

五項目めの手話言語と聞こえの共生社会づくりについてお伺いいたします。

平成三十年九月に議員提案による「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」が制定されました。条例には、手話は「ろう者とうろ者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語」と明記してあり、「手話が言語であるとの認識を共有するとともに、全ての県民が聴覚障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らすことができる地域社会を実現する」ことが掲げてあります。

条例を見てみますと、一条の前に前文として、この条例を制定する趣旨がきちんと示され、制定までの経緯が分かりやすくされています。県ではこの条例に基づき、手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策に取り組みされており、毎年九月議会において議会に報告を受け、事業内容などを詳しく報告をいただいております。

そうした取組の中で、今議会に来年二月定例県議会の一般質問の中継で手話通訳を導入する予算案が提案されており、手話の普及について一歩前進したことうれしく思っております。また、議会では、この条例制定後から手話通訳者導入に対して議会運営での議論を進めていただき、歴代の議長をはじめ先輩議員の皆様がこの場からお礼を申し上げますとともに、現議長をはじめ議会役職の皆様の皆様への御英断に感謝を申し上げます。しかし一方、条例が制定されて六年が経過しましたが、手話が言語であるとの認識はまだ十分に浸透していないと私は感じています。第一条、目的にあるように、手話言語の普及と聴覚障害者の特性に応じた意思疎通の手段の利用の促進の事業を進めるには、手話が言語であるというこ



との認識を全ての方と共有しなければいけないと思います。

そこで、次の点についてお伺いします。

一点目に、手話言語に対する知事の思いについてです。

県では条例に基づき、聞こえの共生社会の推進に取り組みられているところですが、手話言語に対する知事の思いをお伺いいたします。

二点目です。今後の取組についてです。

「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」の制定に伴い、様々な取組が進められています。例えば、傍聴席に取り入れています音声認識文字変換アプリ、UDトークを使用した文字情報表示ディスプレイもその一例ですが、手話の普及及び促進はもとより、障害の特性に応じた意思疎通の手段を選択して、情報を取得、利用できる環境も大切であると考えています。

そこで、県では聞こえの共生社会づくりに向けて今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

最後の六項目めの波戸岬少年自然の家の活用検討についてお伺いします。

県は民間の力を活用するなどして、サービスやコストの最適化を行いながら、各施設の持つ本質的な価値の磨き上げを行い、ポテンシャルを引き出す「MIGAKIプロジェクト」を展開されており、これまでになかった新たな取組として期待をしているところであります。

今議会、執行部より波戸岬少年自然の家の活用について検討する予算を提案されており、知事提案説明の中では、指定管理料などの課題を踏まえながら、その活用方法を検討していく旨の説明をいただいているところであります。

少年自然の家は、子供たちが集団活動や宿泊体験など学校とは違う環境で多くのことを学び、成長していくための場所として、学校や少年団体を中心にこれまで利用されてきました。しかしながら、少子化や先生方の働き方改革、コロナ禍などを経て、社会情勢も大きく変化していることから、先を見据えて個人利用を増やしていくなど、新たな施設の活用を考える時期に来ているのではないかと私は思っております。

また、波戸岬少年自然の家のある波戸岬エリアは、山や海、豊かな自然にあふれており、私の一般質問において知事が答弁されたルート・グランブールの終着点でもありますし、県内外から多くの人が集まる呼子や、県に力を入れていただいている名護屋城エリアに隣接していることもあり、このルート・グランブールを契機に今後さらに飛躍する可能性を持ったすばらしいエリアだと考えております。

また、波戸岬のにぎわいを考えると、波戸岬キャンプ場、玄海海中展望塔、唐津オルレ、陣跡巡り、唐津シーサイドキャンプフェスティバルなど多くの集客が見込める施設やイベントもあり、今後、世界海洋プラスチックセンター（仮称）の計画も進められております。

今回、波戸岬少年自然の家の活用を検討される際には、このすばらしいエリアにある施設としてどのように活用されるのが望ましいのかを念頭に入れながら、今後の活用を進めていってほしいと思っております。

そこで、波戸岬少年自然の家の活用検討についてお伺いさせていただきます。

一点目です。知事の考えについてです。

波戸岬少年自然の家の活用について、知事はどのように考えている

のか、改めてお伺いをいたします。

二点目です。利活用検討調査の内容についてです。

波戸岬少年自然の家をどのように活用していくか検討するために利活用検討調査を行おうとされていますが、具体的にどのような調査を何のために行うのかお伺いをいたします。

三点目です。波戸岬エリアの各種施策との連携についてです。

波戸岬エリアでは県の各種施策が展開されていますが、そのような施策との連携について、どのように考えているのかお伺いいたします。

今回は六つの項目について質問をいたしました。執行部においては誠意ある御答弁をお願いして、私の一回目の質問を終わります。(拍手)

◎山口知事 登壇 田中秀和議員の御質問にお答えします。

まず、原子力政策に係る国への政策提案について、提案内容に込めた私の思いについてです。

まず、私はかねてから一貫して申し上げており、佐賀県として新たな負担を受け入れる考えはありません。最終処分場は、国全体としては必要だが、佐賀県はエネルギー政策に十分貢献していると考えています。最終処分場の問題は国が責任を持って選定を行うことです。そして、選定のプロセスで必要な要素としては、国民が関心を持って議論することです。電力消費地である都市部の皆さんが享受している電気がどこでつくられ、どこから来ているのか、自分ごととして関心を持ってもらうことが大切だと思います。どこに立地するのかを含めて国全体で考え、負担は分かち合うべきだと思います。そのような思いで、五月三十日の政策提案の項目に新たに追加したところです。また、六月十三日に行った国への申し入れでも、改めて電力消費地である都市部を含め、理

解が深まるようにすることを項目として掲げさせていただいております。続きまして、エネルギー政策における佐賀県の貢献というのがどういう意味かというお尋ねでした。

私は、佐賀県の貢献といたしまして、大きく二つの面があると思っています。

一つは、玄海原子力発電所が安定して電力を供給していることです。令和三年度の電力調査統計によりますと、九州各県の発電量と需要量をそれぞれ比較いたしますと、佐賀県は発電量が自ら使う需要量を大きく上回っています。これを人口当たりの電力需給ギャップに対する九州各県の寄与率として見ると、佐賀県は九州で最も高いものであります。

そして、大きな二つ目は、安全面の注視と危機管理です。佐賀県は玄海原子力発電所の立地県として、これまで四十年以上、そして、これからも一、二号機の運転や運転終了後の廃炉作業並びに三、四号機の運転や新規制基準に適合するための安全対策などに対して最大限常に注視をしております、それに伴って様々な対応を行っています。

また、原子力災害が発生した場合に備えて避難計画などを策定し、その計画に沿った対策を取るとともに、毎年、関係機関と連携して訓練を実施するなど実践的な体制の構築を図っております。さらに申しますと、関係職員、そして、私自身もですが、万が一のことに備え、常に緊張感を持って過ごしております。

このように佐賀県は電力の安定供給という面と、それを可能にするための切れ目のない安全面、そして、危機管理への対応によりまして、この国のエネルギー政策に十分貢献していると私は考えているのであります。

続きまして、玄海町の文献調査開始に対する私の受け止めと概要調査への判断についてお答えします。

繰り返しになりますけれども、佐賀県として新たな負担を受け入れる考えはありません。最終処分場は国全体としては必要だが、佐賀県はエネルギー政策に十分に貢献していると考えております。

文献調査により、玄海町が次の概要調査の適地であるとの結果が出て、概要調査の対象地区としようとするときは、国は法律に基づいて知事と町長に意見を聞き、その意見を十分に尊重することとされています。六月十三日に、知事である私の意見に反して概要調査の対象地区として選定が行われないことを明確にするため、文書で私から齋藤経産大臣に対して、知事及び玄海町長の意見に反して概要調査地区の選定を行わないことと申し入れました。それを受けて大臣は、仮に概要調査地区の選定に反対の意見があった場合には、最終処分法上の処分地選定プロセスから外れるとコメントされております。そして、我々はまた、その旨を正式文書で回答するように求めています。少なくとも私の意見に反して概要調査に進むことはないものと考えております。

続きまして、沖縄の先島諸島からの避難住民の受け入れについてお尋ねがございました。

いわゆる台湾有事ですが、五月七日、林官房長官から電話で直接私のほうに、いわゆる台湾有事についての協力要請がありました。そして、今月三日には、九州知事会で、佐賀県については与那国町の住民の避難先となることが提示されたところです。今回の要請につきましては、自国民の避難に係ることもありますし、特に沖縄県からの住民避難に係ることです。九州・山口全体で協力していきたいと思っております。

今回の与那国の避難計画についても、単なる机上の計画ではなくて、平時から交流して、互いの関係性を築き、避難のハードルを下げるなどいざというときに安心して佐賀に避難していただけるよう、取り組んでいきたいと思っております。県議会の皆さん方もそういう機会にはぜひ御協力をお願いしたいと思います。

また、林官房長官には、私からも直接申し上げたわけでありますけれども、国際情勢が緊迫化する中、私としては、台湾有事のみならず、朝鮮半島有事への備えも、そして、自国民だけではなく、避難民への対応も重要と考えています。国には朝鮮半島有事が仮に発生した場合に、朝鮮半島から北部九州へ、多くの避難民が流入することを想定した対応についても、併せて検討を進めていただきたいと考えています。緊張が高まります南方諸島や朝鮮半島など、国際情勢は厳しさを増しております。国は様々な事態を想定し、しっかりと議論を重ね、いざというときへの備えを進めてもらいたいと思います。

続きまして、県立大学について、専門家チームの活動及び「教育方針の基本的な考え方（案）」に対する私の評価についてであります。

専門家チームの三人の先生には、大学での授業ですとか、研究活動があるにもかかわらず、「県立大学基本構想」に賛同して、精力的に議論、検討をいただいておりますことに、本当に感謝を申し上げます。思います。

私もそのうちの意見交換に加わった際には、率直な意見交換ができて、例えば、これからの大学はどうあるべきかとか、新しくつくる大学だからこそ、既存の大学にはできないことに挑戦する大学にしたいとか、次代を担う若者と共に学ぶ、成長する大学にしたいといった思いが

あふれるミーティングでした。そうしたミーティングを重ねて、「教育方針の基本的な考え方(案)」は専門家チームが中心となって、県とも議論しながらまとめたものであります。教学——いわゆる中身です——については、私からはあまり踏み込み過ぎずに答弁したいと思いますが、県立大学が目指す方向性を、研究者、教育者の視点を入れて、より明確にさせていただいたと感じております。具体的には、学生と教員が自発的に学び合う風土を目指す、小・中・高校、地域とのつながりを大切にすることですとか、キャンパスに閉じ籠もることなく、現場における課題解決型学習を重視し、理論と実践の循環型の学びの環境をつくることなど、意欲的、挑戦的な内容も盛り込んでいただいたと感じています。専門家チームの皆様には、引き続き精力的な議論をお願いしたいと考えています。

続きまして、手話言語に対する私の思いについてです。

平成三〇年九月定例県議会におきまして、全議員が提案されました「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」と、執行部が提案させていただいた「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」が同時に成立いたしました。そのとき傍聴席で多くの聴覚障害者、関係者の皆さんが喜んでいただいたのが思い出されます。

手話言語に対する私の思いですけれども、声による言語を使う人と同様に、手話は聾者の方にとって大切な言語でありまして、手話が言語であるとの認識を広く共有していくことは重要であります。二つの条例が、聴覚障害のある方をはじめ、障害のあるなしにかかわらず、共に暮らしやすい佐賀県を県民みんなできつくつくっていく土台であろうと認識しています。

山口県政では一貫して、「人の想いに寄り添う県政」、「人の痛みに敏感な県政」を推進してまいりました。その思いの下、様々な施策を進めてまいりました。今年十月には「SAGA2024」国スポ・全障スポで多くの方が佐賀を訪れます。「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」では、県民の役割として、「言葉だけでなく、絵、写真、筆談、手話、点字など障害に応じたコミュニケーションの方法を用いて、分かりやすく伝えること。」とうたってあります。こうしたことをぜひ実践していきたいと思えます。もちろん、手話を言語として大切にします。

そして、例えば、手話ができない聴覚障害者もおられます。様々な人がいる中で、一人一人に着目して、できる限りの支援を考えていきたいと思えます。引き続き、年齢、性別、国籍、障害のあるなしにかかわらず、誰もが心地よく過ごせる佐賀らしいやさしさのカタチ、「さがすたいる」の取組も進め、手話言語条例に込められました思いを大切にして、手話言語の普及と、聞こえの共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

続きまして、波戸岬少年自然の家の活用検討について、私の考え方を申し上げます。

まず、少年自然の家は、佐賀の子供たちが宿泊体験などを通じて、骨太で健やかに学び育つ大切な場所だと認識しています。そして現在、県内には、北山と黒髪と波戸岬の三つの少年自然の家があります。このうち、波戸岬の少年自然の家は、充実した設備に加えて、そのロケーションのすばらしさから、多くの方に御利用いただいております。一番新しいのは波戸岬です。

一方、このように県が設置する社会教育施設として、佐賀の子供たちを育成する役割を果たしてきておられるわけですが、施設の規模が非常に大きいということもありますし、指定管理料が年間約一億二千万円と非常に多額になります。そして、利用者の半数以上は県外の方が使われています。

料金設定ですが、現状宿泊料は中学生までは無料です。高校生や学校の指導者の皆さん方、二十三歳未満の青年は一泊三百円、それ以外は七百元となっておりますので、非常に安いので、運営費用のほとんどは、先ほど言いました多額の指定管理料、年間一億二千万円ということで購入している状況なのです。

こうしたことを踏まえまして、民間のアイデアやノウハウを生かした効率的で効果的な方法があるのではないかと発想から、今回サウンディング調査を行おうとするものであります。

今、波戸岬は非常に盛り上がりつつあります。波戸岬という多くの人でにぎわうすばらしい場所だからこそ、さらに輝ける可能性を探っているという思いで利活用の検討を行わせていただきたいと考えております。

◎平尾政策部長 登壇 Ⅱ 私からは大きく二項目お答えいたします。

まず、一項目め、県立大学について二点お答えいたします。

まず、一点目の専門家チームメンバーによりまず周知ということでございます。専門家チームの先生方、いずれも現場重視の教育や研究をされている方でございます。様々な場面で県内の経済界、教育界の方と直接意見交換したいという希望を持っておられます。これまでも意見交換の機会を設けてきたところでございます。先月五月八日には教育委員会と、また、六月七日には佐賀経済同友会と意見交換を行っているという

ようなところでございます。

議員からございました直接県民の皆さんと対話をするということにつきましても、専門家チームの先生方は前向きな気持ちを持たれておられます。方法などについては考えていきたいというふうに考えております。続きまして、県内各市町の理解促進ということでございます。

県立大学につきましては、市町の関心も高いというふうに考えております。議員からもございました。十三の市町からは誘致の要望もいただいているという状況でございます。

大学の拠点となる場所を一つ決定したとしても、県全体を学びのフィールドにしたいというふうに考えております。現場における課題解決型学習を重視することから、多くの学生が県内各地の企業や地域の観光資源、農林水産業の現場で学習することになります。これは全市町において展開をしていきたいというふうに考えております。学生が地域で学ぶためにも、やはり市町との連携は重要でございます。

また、将来、県立大学の学部を増設するとなった際にも、その学部の機能などに応じた場所を決めることとなります。将来を見据え、県立大学が地域に根差し、発展し、成長する大学となるためにも、市町との連携は重要でございます。

既に町村会からは専門家チームの山口リーダーと直接意見交換をしたなどの申し出がございまして、五月に実施をしております。今後とも市町とも意見交換を重ねていきたいというふうに考えております。

続きまして、波戸岬少年自然の家の利活用検討についてでございます。二点お答え申し上げます。

まず、利活用検討調査の内容についてでございます。

波戸岬少年自然の家の利活用を検討するに当たりまして、大きく二つの調査を行っていききたいというふうに考えております。

一つ目の調査は事業性調査でございます。波戸岬少年自然の家の立地や設備などの施設に関する情報や、周辺の波戸岬エリアのポテンシャルを調べていきたいというふうに考えております。

二つ目の調査として意向調査を考えております。民間事業者へのサウディングを行いまして、民間事業者の参入意欲や参入条件、また、リスクや課題などについて調べていきたいというふうに考えております。

その後、こうした調査結果を踏まえまして、想定されます事業手法や事業スキーム、こういったものを整理していききたいというふうに考えております。今後の在り方を含めまして、波戸岬少年自然の家の利活用の方針を検討していききたいというふうに考えております。

三点目でございます。波戸岬エリアの各種施策との連携についてでございます。

波戸岬エリアは、山や海、豊かな自然、歴史、文化、アクティビティなど、多くの地域資源があふれる場所というふうに考えております。

県では、唐津・玄海エリアの地域資源を磨き上げます唐津プロジェクトとして、波戸岬エリアでも様々な施策をこれまでも展開をしております。議員からも御紹介がございました波戸岬キャンプ場のリニューアル、また、黄金茶室の復元、草庵茶室の復元、ルート・グランブルーの開通、さらには今後整備を進めてまいります世界海洋プラスチックセンター（仮称）でございますけど、こういった整備、こういった施策の展開をこれまでしております。

こうした各施策とどのように連携をしていくことが波戸岬エリアの本

質的価値の磨き上げにつながるかという視点を持ちながら、利活用の検討を進めていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

◎井上健康福祉部長 登壇Ⅱ皆さんこんにちは。私は井上です。よろしくお願いたします。

私からは、手話言語と聞こえの共生社会づくりに関しまして、今後の取組についてお答えをさせていただきます。

県では、手話言語の普及と、いわゆる聞こえの共生社会の実現に向けて様々な取組を行っているところでございます。

取組の主な柱としては、ホームページや広報誌などによる県民への理解促進、手話通訳者や要約筆記者の養成及び派遣、聴覚障害者の方やその家族等からの相談への対応支援などを柱としており、取組を行っております。そうした中では、知事の記者会見、また、災害対策本部会議、各種イベント等での手話通訳の配置、また、動画への字幕挿入、そういったことについても取組を行ってきております。

こうしたことにつきましましては、県はもとより、佐賀県聴覚障害者サポートセンター「佐賀みみサポ」と申しますけれども、とも推進をされてきており、今後ともしっかりと取組をしてまいります。

先ほど知事からもありましたけれども、今年「SAGA2024」国スポ・全障スポが開催されます。県民の方々が手話を目にする機会も増えると思います。こうしたことから手話に関する関心も高まると思っております。この機会を最大限に生かしまして、一人でも多くの方々に手話に関心を持ってもらい、手話が言語であるとの認識が広がり、少しでも実際に手話でコミュニケーションを取ってもらうようにしていきたい

い、そういうふうに思っております。

昨年六月と今月には、基本の挨拶や応援メッセージなどの手話をインターネット上で見られる動画として作成しまして、県内の全ての学校に活用していただくよう御案内をしております。

「SAGA2024」では、手話や要約筆記に多くの情報保障サポーターの方が参画を予定されております。大会後も手話や要約筆記を広めていただく存在となっていただけのような取組を進めてまいります。

今年度からは新たに手話サークルなどのボランティアグループによる自発的な活動を応援する事業もスタートさせております。そうした事業も積極的に御案内をいたしまして、活動への後押しをしていきたいと思っております。

今後とも手話は言語であるという認識を大切に、聞こえの共生社会の実現に向けて取組を行ってまいります。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、アフリカ豚熱の防疫対策について二点お答えいたします。

まず、国内への侵入防止対策についてでございます。

アフリカ豚熱は豚やイノシシがかかる病気で、感染力が非常に強く、致死率が高いのも特徴で、有効なワクチンや治療法がありません。これまで国内では発生は確認されておりませんが、万が一発生すれば、畜産業界への影響は甚大であることから、国内へのウイルスを侵入させないことが何より重要でございます。

このため国では、水際対策として、旅客の持ち物や国際郵便の検査を行う検疫探知犬の頭数を増やすすとか、違法に持ち込まれた畜産物に

ついては持ち主の意向を確認することなく廃棄することなどに取り組んでおられます。また、県におきましては、これまでも九州佐賀国際空港や唐津港、伊万里港で、靴底の消毒マットの設置など水際対策に取り組んできているところでございます。

そして、今年三月、韓国釜山での野生イノシシのアフリカ豚熱発生を受け、九州佐賀国際空港におきましては、従来の国際線到着ロビーに加えまして、その他の出入口にも消毒マットを設置したほか、県内のゴルフ場にも消毒用マットを設置するなど、取組をさらに強化しております。次に、県内で発生した場合の備えについてでございます。

県では佐賀県アフリカ豚熱対策行動指針を定めております。この指針では、養豚農場において県の検査でアフリカ豚熱の発生が疑われた場合、国の機関に検査材料を送付すると同時に、知事をトップとする対策本部を立ち上げまして、国からの患畜決定の連絡を受け、速やかに殺処分に着手、防疫措置を開始することとしております。また、野生イノシシで発生した場合、そのイノシシの死体に関連した感染拡大を防ぐため、発生地点周辺において速やかにイノシシの死体の探索や埋却の処理を行うこととしております。

これまで豚熱等の防疫措置で御協力いただきました市町、JA、建設業協会等の協力事業者、さらには、イノシシの生態に知見を有する猟友会の方々と連携しながら、アフリカ豚熱が発生した場合を想定し、しっかり準備をしております。

私からは以上でございます。

◎野田危機管理・報道局長 登壇 Ⅱ私からは、沖縄県先島諸島からの避難住民の受け入れに関する御質問のうち、初期計画の作成についてお答

えいたします。

国からの要請を受け、これから佐賀県への避難住民の受け入れに当たって順次検討を進めていくこととなります。まずは輸送手段や宿泊施設の確保など、基本的な事項に係る初期的な計画を来年二月までに作成することとなっております。

障害者や重病者の避難につきましては、今回作成する初期的な計画をさらに具体化する中で、順次検討していくこととなるかと思えます。

国の案では、佐賀県は与那国町の住民の避難先とされており。

議員からもお話がありました。沖縄県先島諸島から九州・山口各県への移動にしましては、民間の航空機や船舶を使用し、航空機で鹿児島空港と福岡空港を経由して各県へ移動する想定となっております。これは、避難をできるだけ迅速に行うため、オペレーションはできるだけ単純化したほうがよいとの考えから国が判断したものと聞いております。一方で、佐賀県への避難を考えた場合、直接佐賀空港へ直行便で移動するほうが効率的だという考え方もあるかと思えます。

移動経路や手段について、どういったやり方がより確実、迅速かつ現実的な避難につながるか、引き続き国に対し提案、協議していきたいと考えております。

初期的計画については、本県の状況を踏まえ、また、避難元となる与那国町とも交流を図り、実効性の高いものとなるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎田中秀和君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。六項目にわたる質問に対して丁寧な御答弁ありがとうございます。しっかりと取り組ん

でいただきますことをまずお願いをしておきます。

県立大学について、一点だけ再質問をさせていただきます。

先ほど専門家チームが中心となってまとめた「教育方針の基本的な考え方(案)」に関する知事の評価について等お答えいただきました。ぜひ専門家チームとの共同作業を精力的に行っていただきまして、さらに具現化していったら、やはり県民の皆さん、そしてもちろん議会もですけども、しっかりとした県立大学の姿を今後とも示していただくようお願いをしたいと思っております。これは要望です。

知事が、場所については、できれば七月中に決められればよいと答弁を昨日されました。場所の公表については、市町だけではなく、やはり県民の大きな、非常に高い関心事だと思っておりますし、当然ながら市町も、そして私も県議会も多くの議論を積み重ねて今来ているところがあります。

マスコミに向けての発表とか何らかの方法でされたいと思えますが、それと変わらないタイミングで県議会に対して検討の経緯や、その場所の設定に至った考え方などについて議論が深まるように、七月中ということですので、議会は閉会中ですので、何らかの方法でしっかりと説明をしていただきたいと私は思っておりますけれども、その点について、どのようにお考えか、知事にお伺いをさせていただきます。

◎山口知事 登壇Ⅱ田中議員の再質問にお答えします。

県立大学について、まずるるお話いただきました。しっかりと誠意を持って対応していきたいと思えます。

そして、場所を決定した際についてでありますけれども、お話しただきましたように、マスコミ発表と変わらないタイミングで議会に対し



ましても誠実に対応させて、丁寧に説明させていただきたいと思えます。

◎副議長（西久保弘克君） 暫時休憩します。

午後三時十三分 休憩

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎青木一功君（拍手） 登壇＝自民党の青木一功です。

今日は、四月から幼稚園に通い出した息子も傍聴に来てくれています。本日にたくさんの方々に見守っていただきながら、健やかに成長させていだけましてありがとうございますと伝えたいと思います。

それでは、本日最後ということもありますので、子供の集中力が続くぐらいの時間で終わりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず、無形文化財についてです。

国や県では、様々な建造物や絵画などを文化財として指定し、その保護に努められていると思います。特に演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、歴史上、または芸術上価値の高いものを重要無形文化財として指定されています。県においても、将来の地域づくりのためにこれらの文化財を保護し、次世代に継承していくことは大変重要であると感じております。

また、令和三年四月に成立した文化財保護法の一部を改正する法律では、無形の文化財について、学術的調査の蓄積に相当な時間が必要となる指定制度を補完する制度として新たに登録制度が追加創設されたことで、より幅広く保護することができるようになり、県でも、文化財保護法上の制度として地方公共団体による登録制度を位置づけて、国の基準に準じた形で取り組まれていると思います。

脈々と続く、そして、続いていく文化、伝統、技術を伝える無形の文

化財には、大いに敬意と関心を持っているところです。佐賀県全体の指定の現状を見てみると、工芸技術において白磁、色絵磁器、柿右衛門濁手、色鍋島、木版摺更紗の五件が国の重要無形文化財として指定されております。県には、国を代表するような技術があることは周知の事実であると思いますが、建築物や美術芸術品等の有形文化財に比べて無形文化財の指定件数は極めて少ない状況にあるのが現状です。また、もともと県指定の文化財であったものが国指定の文化財となった場合は、自動的に県の指定からは外れることになることから、現時点で県の指定がゼロとなっている自治体も幾つか存在しています。

このように全国的な傾向であることは認識しているものの、県においては、諦めずに忍耐強く、いまだ県内に点在しているすばらしい技術や作品に光を当てていくことが大切だと思います。国、そして、県の指定制度の一定の格式は守りつつ、新たな登録制度を利用して、より幅広く県内の文化財を掘り起こしていく取組を今後とも行っていただきたいと願っております。

同時に、過疎化や少子・高齢化などの社会状況を背景に技術の担い手不足が大きな課題となっていることから、県の指定、また、登録制度で指定、または登録されることを契機として、文化財に関わる多くの県民と団体が活気づく可能性を秘めていることも忘れてはならないと考えます。先人たちから受け継いできた誇りある無形文化財を次の世代に伝え、継承していくためにも、県における重要無形文化財の掘り起こしと指定や登録制度の価値づけを今後とも進めていくことが重要であると実感いたします。

そこで、次の点について伺います。

このたび、文化財保護法の一部改正もあり、新たな登録制度が創設され、国の基準も緩和されたことで、県としては様々な可能性が出てきたかと思えます。

そこで、県では今後どのように取り組んでいかれるのか、文化・観光局長に伺います。

次に、佐賀駐屯地（仮称）の整備についてです。

駐屯地整備については、昨年の令和五年六月に工事に着工し、約一年が経過したところであり、この一年間、特に大きな事故もなく、順調に駐屯地完成に向けて工事が進んでいると聞いております。緊迫する安全保障環境に対して、我が県も改めて国防に寄与できることとなる佐賀駐屯地の完成を待ち望んでいるところです。

現在、八階建ての隊庁舎の鉄骨が組み上がっている様子も確認でき、日に日に完成へと近づいているのを実感しているところでもあります。私にはよく息子と一緒に佐賀空港へ遊びに行くのですが、ここにオスプレイが来ると息子に話し、昨年十一月の目達原駐屯地のオスプレイ展示にも息子を連れていったこともあって、あのオスプレイが佐賀空港に来るということを今から楽しみにしています。

それ以上に、私たちの世代で開設することになる佐賀駐屯地を、次世代でも国防の一翼を担う重要な施設として息子たち世代にも受け継いでいってほしいと願うところです。

先日開催された九州地方知事会において、国が武力攻撃予測事態を認定した際に、国から沖縄県先島諸島五市町村の住民約十二万人の避難先として九州が考えられていること、そして、佐賀県には与那国町の住民の方々約千七百人が避難されることになっていっていると聞いています。今後、

台湾有事等避けられない事態が起こってしまった際、佐賀駐屯地が果たしていく役割はとても重大であります。駐屯地開設後は、県と防衛省が信頼関係を構築し、密に連携し、住民の生命を守っていく方法と対策を幾重にも想定しながら取り組んでいただきたいと思っております。

ただ、そんな中において、連日の報道等では駐屯地整備やオスプレイ配備に対して反対意見ばかりが目立っていると思います。当然、私自身がオスプレイ配備に関して全面的に賛成の立場であるため、反対意見へ過剰に反応することもあろうかと思えます。しかし、それでも、さも反対意見こそ正しいと受け取れる報道は大変疑問に感じます。

先日、ある紙面では、抗議活動を妨害するという記事がありました。この記事の書き方だと、妨害という言葉のせいで抗議活動に対して抗議した方が悪い。した側が悪いような印象です。なぜなら、見方によっては工事現場での座り込み等の抗議自体が工事進捗への妨害となる可能性もあるからです。賛成、反対の立場があるのは当然です。それぞれの主張や活動もあるでしょう。ただ、報道の方々には、片方の印象のみがさも正しく、もう片方の印象がさも正しくないように受け取れる書かれ方がいかなものかと思えます。双方をおおるような内容も望ましくないと思えますし、また今後、あらゆる理由で工事の進捗に影響が出てしまうことだけは最も避けなければならぬことだと思います。私は、ようやく決定した今回の駐屯地開設に向けた工事をしっかりと見守っていきたいと思えます。

いよいよ令和七年七月の駐屯地開設予定まで、約一年という節目の時期であり、駐屯地の開設に向けて、今後、県として必要な対応を着実に進めてほしいと考えているところであります。

そこで、次の点について伺います。

まず、駐屯地工事に関する知事の所感についてです。

駐屯地工事の着工から約一年が経過しました。今のところ順調に進んでいると聞いていますが、駐屯地工事に関する知事の所感を伺いたいと思います。

次に、駐屯地工事の進捗及び陸上自衛隊オスプレイの配備状況についてです。

オスプレイの配備状況については、防衛省から県へ、そして、議会にも報告が来ておりますが、現在の駐屯地工事の進捗状況はどうなっているのか、また、木更津駐屯地に暫定配備されている陸上自衛隊オスプレイの配備状況はどうなっているのか伺います。

最後に、今後の対応についてです。

約一年後に佐賀駐屯地が開設されることになりました。駐屯地の開設に向けて、今後、県としてどのように対応していかれるのか。

以上、政策部長に伺います。

最後に、洋上風力発電事業についてです。

県では、再エネ海域利用法に基づいて、洋上風力発電事業の誘致検討を進められていると認識しております。現在は、候補海域検討から漁業者、住民への説明会の実施、そして、国への海域情報の提供と取り組みられていることと思います。県議会においては、令和六年二月議会において、洋上風力発電事業誘致の早期実現に向けた取組を求める決議が提出され、可決されました。気象庁によると、世界の年平均気温は変動を繰り返しながら上昇しており、温暖化が進んでいることは間違いないとされています。温暖化については様々な原因があると私は思っていますが、

もし国や地域、そして人類が温暖化の流れを止めることが可能ならば、主な原因とされている二酸化炭素の排出を抑える様々な取組が必要であると思いますし、その中で二酸化炭素を排出しないエネルギーへの転換や、より高度なエネルギー技術の研究開発等も重要であると考えています。

加えて、現在も継続しているロシアによるウクライナ侵攻では、ロシアが天然資源の輸出量を絞って西側諸国に圧力をかけたことで、天然ガスをはじめ、エネルギーをロシアに依存していた欧州の国々では、代替エネルギーの確保が喫緊の課題となりました。

このようなことから、日常の生活を支えている欠かすことのできないエネルギー供給を考える上で、エネルギー安全保障を確保していくことは国と地域にとって極めて重要であります。

ここで主要国のエネルギー自給率を見ますと、二〇二二年でアメリカが一〇六・七％、そしてカナダが一八八・六％、そんな中で我が国のエネルギー自給率は一二・六％となり、いかにエネルギー資源を他国に依存しているかが分かります。

今後、AI等のエネルギー消費が激しい新たなテクノロジーの発展も重なって、電力需要はさらに高まり、各国がエネルギー安全保障の下、様々な戦略を展開してくるのは明らかであると思います。太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーで国境を越えて相互活用を目指す動きもあることから、各国それぞれの思惑も絡んでくることも注視していく必要があると考えます。

私は特に警戒すべきは中国の動きであると思います。昨年十一月三十日から十二月十三日まで開催された国連の会議、COP28では、石炭

火力発電所への電力依存が高いにもかかわらず、再エネの太陽光発電の急速な導入等、太陽光製造大国であるとしてアピールをしました。

ただ、我が国においても、太陽光発電の主要部品に占める中国製品の割合は約九〇％近くになっているのが現状です。このように生産地域が一つの国だけであるということが、有事の際、とてもリスクのあることだと思います。大事なものは、太陽光発電シェアのように、風力発電でも同様のこととならぬよう、しっかりと海外資本に対して可能な限り参入させぬよう、注視していくことが必要だと思います。

資源や部品、そして技術を他国へ依存するほど、自国のエネルギー自給率は下がる一方となります。だからこそ、日本のエネルギーの安定供給を外交・安全保障における価値観を共有できない中国に依存することなど、あってはならないことだと強く感じます。

我が国が本当にカーボンニュートラルを目指すのならば、まずはこの風力発電がありますが、安定した発電を考えると、二酸化炭素を排出しない原子力発電を安全に運用していく必要があると思います。また、二酸化炭素を排出せず、燃料も水から採取可能で環境に優しい新たなエネルギー源として注目されている核融合エネルギーの開発と実用化も期待するところですが。

しかしながら、技術や実用化には時間がかかるのも事実であり、様々な再生可能エネルギーの開発と運用を模索するべきであり、今回、県が誘致検討している洋上風力発電事業についても適切に進めていただきたいと願うところです。

今後、順調に進んでいけば、二年から三年の間に事業者が選定されることになると思います。また、国内では風力発電事業から日立が撤退す

るなど、国内企業を念頭に置いた場合、風力発電の事業者選定は課題も出てくると思います。当然、事業者の選定は入札により行われると思いますが、海外資本が参入してくるおそれもあります。県が進める本事業をよりよいものとするために、県内の経済効果へとつなげていくことが重要です。また、国のエネルギー安全保障の観点から、この誘致検討の現段階からしっかりと取り組んでいただきたいと考えます。

質問と答弁がかみ合わないと思うので、質問はしませんが、事業者選定前である今だからこそ、警鐘を鳴らしておきます。今後、もし本事業において中国資本が入ってくるようなことになれば、将来、我が国のエネルギー安全保障に必ず不安を残すこととなります。前述したように、県では今から十分に警戒しながら、中国資本に参入させぬよう、改めて強く要求をしておきます。海外資本に頼らない取組を多方面から進め、国内や県内のエネルギー関連企業の育成等が実を結び、将来的にエネルギー資源を他国に依存せず、我が国独自でエネルギーを供給できる技術とシステムが完成することが理想だと思います。

そこで、次の点について伺います。

まず、再生エネルギーに対する知事の所見についてです。

まだまだ課題もある再生可能エネルギーについて、知事は基本的には推進の立場だと思っております。そのような中、洋上風力発電は再生可能エネルギーの主力電源化となることが期待されています。ただ、私はグローバルスタンダードや世界基準の名の下で、急速に再生可能エネルギーを推進しようとする背景には諸外国の様々な思惑があるように感じています。

知事は先日の答弁で、再生可能エネルギーの安定供給には課題がある

と発言されました。また、先ほどの田中議員への答弁で、県は国のエネルギー政策に貢献しているとの御発言もありました。国のエネルギー安全保障にも同じように対応していただきたいと思えます。

そこで、改めてどのような考えで知事は本事業に取り組んでいられるのか、所見を伺います。

次に、洋上風力発電事業の誘致検討の目的や現在の取組状況についてです。

県は目的として洋上風力発電事業の誘致を検討されているのか、また現在までの取組状況はどうなっているのか伺います。

次に、洋上風力発電事業の誘致による経済的な効果についてです。

県では洋上風力発電関連分野に進出する県内企業の育成も取組予定としており、大変いい取組であると思っております。風力発電に要する部品数も一万点から二万点で数千億円規模の事業になるとのことで、県内経済への波及効果は高いと考えます。

そこで、洋上風力発電事業が県内経済に与える効果について、県はどのように評価しているのか伺います。

最後に、経済効果を高める取組についてです。

県は洋上風力発電事業の誘致に伴う経済効果を高めるためにどのような取組を行っているのか、以上、産業労働部長に伺います。

県ではこれから誘致検討に向けて本事業を進めていかれます。私としても、これから本事業を注視しながら、海外、特に中国資本の参入については参入せぬよう、今後、本事業に対して議場の場で幾度も要求、そして指摘をしていくことを申し上げておきます。

以上、一般質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ青木一功議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀空港における駐屯地工事に関する私の所感についてお答えします。

駐屯地工事につきましては、安全に、そして周辺環境に配慮して実施していただきたいと考えています。このことは昨年五月に、当時の浜田防衛大臣を訪問した際にも大臣に直接要請させていただきました。そして、昨年六月の着工以降、防衛省は地元自治体などの関係機関との意見交換を行いながら、土砂運搬におけるルート変更や時間帯の見直しなどに随時対応いただいていると考えています。防衛省には、工事期間中はもちろんのこと、駐屯地の整備後においても一つ一つ丁寧な対応を行っていくように今後とも求めていきたいと考えています。

続きまして、再生可能エネルギーに対する私の所見について申し上げます。

今、世界各地で豪雨、台風、熱波等によりまして、自然災害の発生頻度が急増しております。温暖化によりまして地球が悲鳴を上げているのではないかとさえ感じておりますし、佐賀県においても御案内のとおり、令和元年、三年、五年と豪雨によって甚大な被害が発生しました。温暖化の原因とされておりまして、私たちの日常生活や経済活動によって排出されております温室効果ガスであります。そして、我が国で排出されている温室効果ガスのうち、エネルギー消費に伴って排出される二酸化炭素が八割以上を占めています。温暖化の進展を止めるためには、この温室効果ガスを排出しないエネルギーへの転換が急務でありまして、再生可能エネルギーは有力な選択肢と考えます。

佐賀県では、佐賀大学と共に再生可能エネルギーを中心とした社会の

構築を目指し、産学官連携のプラットフォームとしてC I R E n（セイレン）を立ち上げ、様々な面で研究開発や人材育成などを推進しております。また、県としても再生可能エネルギーを率先的に導入することも大切と考えて、S A G A サンライズパークでは、地中熱、太陽熱、井水熱などを複合的に利用するシステムを先導的に導入しております。また、吉野ヶ里町の松隈地区の小水力発電「佐賀モデル」、こちらのほうは地域の再生可能エネルギー資源を有効活用した成功事例として全国的にも注目されて様々な賞を受賞しております。そして、お話のありました洋上風力発電についても検討や意見交換が進んでいる状況です。

今後とも佐賀ならではの取組を着実に進めることによりまして、再生可能エネルギーを中心とした社会の実現に貢献したいと考えております。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀駐屯地（仮称）の整備のうち二点お答え申し上げます。

まず、駐屯地工事の進捗及び陸自オスプレイの配備状況でございます。駐屯地工事、こちらにつきましては大きく二つに分けて実施をされております。一つがオスプレイの移駐に最低限必要な工事、もう一つがその他の工事というふうに分かれております。オスプレイの移駐に最低限必要な工事につきましては、来年、令和七年六月末まで、また、その他の工事につきましては、オスプレイの移駐に最低限必要な工事の完了後、令和七年七月に着工を予定し、工事の完了時期は未定というふうになっております。

現在行われている工事につきましては、昨年六月の着工から一年が経過をしております。現在は隊庁舎、また、格納庫の建築工事などが進められております。隊庁舎につきましては鉄骨が組み立てられておりま

て、完成のイメージができるような姿になっております。

九州防衛局からは、予定どおり工事につきましては進んでいるというふうにご報告がっております。

陸自オスプレイの配備状況でございますけれども、佐賀駐屯地には陸自オスプレイ十七機が配備される計画となっております。現在、陸自オスプレイにつきましては一旦木更津駐屯地に暫定配備されることとなっております。昨日、十九日、十七機目の機体が配備が終わったというふうにご報告がしております。

続きまして、駐屯地の開設に向けた今後の県の対応でございますけれども、駐屯地の開設により、民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないという大前提の下、防衛省に対しては空港の円滑で安全な運用が確保されるように常に求めてまいります。その上で空港の将来の発展に向けまして、昨年五月に知事が当時の浜田防衛大臣と面談した際、平行誘導路の設置を民間空港としての発展を第一に連携をしていくということでご合意をしております。この合意を踏まえ、佐賀空港の将来の発展や駐屯地開設後の空港の円滑な運用を確保するための平行誘導路などの整備について、防衛省と協議を行ってまいります。

また、排水対策など防衛省と漁協との間で交わされた約束、また、様々な防衛省と地元との約束、こうしたことが守られるよう、県としても関わってまいります。

さらに、平成三十年に知事と当時の小野寺防衛大臣との間で合意いたしました防衛省が支払います着陸料を基に県が創設をする有明海漁業の振興と補償のための基金の設置に向けた準備につきましても進めていくこととしております。

私からは以上です。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ私からは、洋上風力発電事業について答弁いたします。

まず、洋上風力発電事業誘致検討の目的や現在の取組状況についてですが、佐賀県が唐津市沖で洋上風力発電の誘致を検討している目的としては大きく二つあります。一つは再生可能エネルギーを中心とした社会の実現に向けて温室効果ガスの排出が少ないエネルギーへの転換を進めることです。もう一つは、洋上風力発電は事業規模も数千億円に上ることから、建設から撤去するまでの間に幅広い産業分野で大きな経済波及効果が期待されることです。

なお、開発事業者が売電を行う運転・維持管理の期間については、二十年以上にわたり雇用を伴う経済効果が継続することから、特に東松浦半島や離島の振興につながることを期待しております。

この洋上風力発電事業の誘致を実現させるためには、いわゆる再エネ海域利用法に基づき、国から「有望な区域」として選定される必要があります。その海域における利害関係者を特定し、候補海域を具体的に特定し、「有望な区域」に選定されるためには、候補海域を具体的に特定し、その海域における利害関係者を特定し、特定した利害関係者から協議会を開始することについて同意を得る必要があります。そのため、唐津市と連携し、漁業関係者や住民に対し、期待される効果や懸念される課題について丁寧に説明を重ねるとともに、意見交換を積み重ねていくところでございます。

次に、洋上風力発電事業の誘致による経済的な効果についてですが、唐津市沖での具体的な事業計画はまだ不明であることから、発電出力三十五万キロワットの洋上風力発電事業が実施された場合を想定して令和

二年度にシシクタンクにより経済波及効果を試算しております。

試算に際しては、運営・維持管理の拠点が唐津市内に設置されることを前提に、関連する県内産業の育成状況に応じ三つのシナリオを考えております。

一つ目は特にうまく育成できた場合ということで投資額の約三〇%が県内企業に発注されたとする高位シナリオ、二つ目は約一〇%が県内企業に発注されたとする中位シナリオ、三つ目は約五%が県内企業に発注されたとする低位シナリオ、この三つのシナリオを考えております。

その結果、風車等の建設から運営・維持管理、そして、撤去までの投資が県内経済に与える波及効果は、高位シナリオの場合二千百三十九億円、中位シナリオの場合七百五十億円、低位シナリオの場合三百四十億円となりました。

特に注目しているのは、二十年以上にわたって続く運転・維持管理期間の経済波及効果で、中位シナリオの場合、二十一年間で四百五十三億円、年間にすると約二十億円以上が見込まれております。

最後に、経済波及効果を高める取組についてですが、洋上風力発電事業の県内への経済波及効果を高めるためには、二十年以上の長期にわたる効果が継続する運転・維持管理に関わる産業の育成が特に重要だと考えております。これまで唐津商工会議所会員企業を対象とした勉強会を開催するなど、唐津市を中心に洋上風力発電事業への関心を高める取組を行ってきました。これまでの取組によって、洋上風力発電事業に漠然とした関心を示す企業はおられるものの、国内において開発が進んでいなかったこともあり、実感を持って考えていただける状況にはまだ至っておりません。しかしながら、長崎県五島市や北海道石狩市において洋



上風力発電事業の建設が始まっており、地元の企業等によるサプライチェーンが構築されつつあることから、今後それらの地域を訪問しながら、サプライチェーンに加わっている企業と意見交換をすることなどで県内企業に実感を持って考えていただけるようになるものと期待しております。

洋上風力発電事業の経済的効果を高めるためには、県内企業に対し関連分野への進出を具体的に促すことが必要と考えられることから、商工団体や洋上風力発電について知見を有する佐賀大学等と連携して関連分野への進出の可能性がある企業の特性に合わせ、着実に育成を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

◎橋口文化・観光局長 登壇 Ⅱ 私からは、無形文化財について御答弁申し上げます。

重要無形文化財の掘り起こしと価値づけの登録制度も含めた取組についてのお尋ねでございました。

議員からも御紹介がございましたように、本県には国指定の重要無形文化財が五件ございますけれども、それぞれ指定に合わせて当該技術を保持する者、またはその団体が認定されておりまして、このうち個人で技術を保持されている方は、いわゆる人間国宝と言われております。井上萬二先生、十四代今泉今右衛門先生、鈴木滋人先生がそれに当たります。また、佐賀県指定は二件ございまして、これは陶芸染付、和紙染、それと名尾紙でございます。さらに、佐賀市におかれましても、ガラス工芸技術を、これは佐賀市の重要無形文化財として指定をされているところでございます。このように、県内で合わせると八件の重要無形文化

財が存在しているというところでございます。

議員からも御指摘がございましたように、この重要無形文化財の件数はほかの種別と比べても少ないのが実態でございます。これはほかの都道府県においても同様の傾向がございますので、少し構造的な問題もあるのかもしれませんが、こうした現状も踏まえまして、県内における未指定の文化財を幅広く掘り起こし、より緩やかな運用のもとで保存と活用を進めていくことを目的として、本県では令和四年の四月、全国に先駆けて登録制度を創設したところでございます。これは議員からも御案内のとおりでございます。

この登録制度を活用して、これは一例でございますが、昨年、浮立面の制作の技術を登録無形民俗文化財として、合わせて制作者三名を保持者に認定をしたところでございます。

この登録制度、二年が経過したとはいえ、まだまだ動き出したばかりといった状況ではございます。成果もこれからというところであります。今は県や市町の文化財保護部局の職員や、それぞれの文化財保護審議会の委員が連携をして、候補となり得る文化財の現地視察や聞き取りなどの調査を鋭意進めているところでございます。

登録文化財の指定文化財への意向も見据えながら、引き続きこれら文化財保護の枠組みを最大限に駆使して、掘り起こし及び価値づけを進めていく所存でございます。

無形文化財をはじめとした本県の歴史、文化の豊かさを体现する文化財が誇りを持って未来に継承されていくよう全力で取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎議長（大場芳博君）　これで本日の日程は終了いたしました。

明日二十一日は一般質問及び議案の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時二十分　散会

速記者　長谷川　菜　　央